

生きる力と学びを育む川越市の教育

第二次川越市教育振興基本計画

平成28年度～
平成32年度



川越市・川越市教育委員会



川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



第二次川越市教育振興基本計画

はじめに



少子高齢化、情報化、グローバル化をはじめ、雇用環境の変化や価値観の多様化など、教育を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

本市におきましては、今後 10 年間のまちづくりを進めるため、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めた第四次川越市総合計画を策定し、「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」を教育・文化・スポーツ分野の基本目標として定めました。

また、平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員会制度が変わりました。新制度では、総合教育会議の設置や、教育大綱の策定などにより、首長と教育委員会が相互に連携し、教育行政を推進していきます。

そのような中で、本市では、平成 23 年に策定した川越市教育振興基本計画の成果と課題を踏まえて、更なる教育の充実を目指し、密接に関連する文化・スポーツ分野を含めた教育施策を総合的かつ計画的に推進していくために、第二次川越市教育振興基本計画を策定しました。

先人から受け継いできた歴史や文化は本市の誇りであり魅力でもあります。私は、この川越に住み、未来の川越を担う子どもたちが、変化の激しい社会の中で生き抜くためには、人と協調しながら自らの意思で道を切り開いていく力を身に付けることが重要と考えております。

今後も基本理念である「生きる力と学びを育む川越市の教育」の実現に向け、児童生徒の知徳体のバランスのとれた力を育む、充実した教育を推進することをはじめ、市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること等、さまざまな施策を教育委員会と連携して推進することにより、この計画を着実に進めてまいりますので、引き続き市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 28 年 2 月

川越市長 川合善明

第二次川越市教育振興基本計画の策定にあたって

教育委員会では、平成 23 年 2 月に、川越市教育振興基本計画を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念に掲げ、その実現に向けて施策の推進に取り組んでまいりましたが、成果が見られる一方、継続して取組を充実させていく必要があるものも見受けられます。また、策定から 5 年が経過し、教育を取り巻く社会状況は変化してきています。この間、東日本大震災の教訓を踏まえ、学校施設の耐震化をはじめとし、学校教育や、社会教育、文化、スポーツを含む生涯学習に関する、さまざまな取組を進めてきましたが、今後も児童生徒の「生きる力」を育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携をさらに進めることが求められています。

このため、本市では、川越市教育振興基本計画審議会を設置し、有識者の方々のご意見をいただきながら、第二次川越市教育振興基本計画を策定いたしました。

この計画は、前計画の基本理念を継承しながら、これまでの成果と課題を踏まえ、向こう 5 年間で本市が目指す方向や施策等をまとめたものです。そして、川越市と川越市教育委員会では、その基本理念に沿った 5 つの方向性を基本方針とし、毎年度、重点施策を定めるとともに、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価により、進行管理を行い、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進してまいります。

計画の策定にあたりましては、長期にわたり、慎重なるご審議をいただきました川越市教育振興基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、本計画を策定するため、平成 26 年に実施したアンケート調査にご協力いただいた皆様に対し、深く感謝申し上げます。

市民の皆様におかれましても、「生きる力と学びを育む川越市の教育」の実現に向け、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 28 年 2 月
川越市教育委員会

目次

第1章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 教育分野の他の個別計画	3
5 教育を取り巻く社会状況の変化	4
6 第一次計画の成果と課題について	6

II 計画の基本方針

1 基本理念	18
2 3つの目標	19
3 5つの方向性	20
4 計画の全体像	21
5 施策の体系	22

第2章 各論

方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

施策1 確かな学力と自立する力の育成	26
施策2 豊かな心と健やかな体の育成	34
施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実	40

方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1 家庭・地域の教育力の向上	50
施策2 生涯学習活動の推進	53

方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1 文化財の保護と文化芸術活動の充実	62
----------------------------	----

方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1 多文化共生と国際交流・協力の推進	68
----------------------------	----

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツの推進	72
---------------------	----

第3章 計画の推進

I 計画の推進	76
II 施策の目標	77

資料編

I	用語説明	82
II	策定経過	91
III	川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱	92
IV	川越市教育振興基本計画審議会条例	93
V	川越市教育振興基本計画審議会委員名簿	94
VI	意見等の結果	94

第 1 章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成 18（2006）年 12 月、教育基本法が制定後約 60 年を経て改正され、第 17 条第 1 項の規定により、国には教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、同条第 2 項において、地方公共団体には国の計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を定める努力義務が課せられました。

本市では、平成 23（2011）年 2 月に川越市教育振興基本計画（以下「第一次計画」という。）を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念として定め、重点的な施策を鋭意実施する事により、きめ細かな教育活動を実施してまいりました。

各施策は毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育に関し学識経験を有する外部委員から意見をいただきながら検証し、教育行政を実施してまいりました。

さらに、この間の社会状況は一層変化し、高度情報化・グローバル化*の進展や地球規模の課題への対応が求められる一方で、地域社会や家族の在り方に変容が生じるなど、多様な課題への対応が急務となっています。

国では、平成 25（2013）年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」を閣議決定し、その中で、「自立」「協働*」「創造」の 3 つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築が必要であることを示しています。また、平成 27（2015）年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正などを通じて、今日の教育上の諸課題への対応を進めています。

また、埼玉県では、平成 26（2014）年 10 月に「第 2 期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画一」を策定し、一人ひとりの「生きる力」を確実に伸ばす教育の推進をはじめとし、一層の充実を掲げています。

本市においても、第一次計画における各施策は 5 年間、鋭意、その取組を進めてまいりましたが、成果が見られる一方、継続して取組を充実させていく必要があるものも見受けられ、これらを踏まえて、新たに第二次川越市教育振興基本計画を策定するものです。

※**グローバル化**：個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。
※**協働**：市民、自治会等の公共的団体や N P O などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県の教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第四次川越市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。

■教育基本法〔抜粋〕

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度の5年間とします。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
				策定	第二次川越市教育振興基本計画				
川越市教育振興基本計画									

4 教育分野の他の個別計画

- ・第三次川越市生涯学習基本計画
- ・第二次川越市文化芸術振興計画
- ・第四次川越市国際化基本計画
- ・第二次川越市生涯スポーツ振興計画

5 教育を取り巻く社会状況の変化

(1) 少子高齢化の進行

本市の総人口は平成 30（2018）年に 350,744 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、平成 37（2025）年には 347,020 人になると推計されています。

14 歳以下の年少人口は、平成 27（2015）年の 45,537 人が平成 37（2025）年には 40,409 人へと減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は、平成 27（2015）年の 84,779 人が平成 37（2025）年には 95,682 人へと増加すると推計されています。

少子高齢化が進行する中で、一人ひとりが可能な限り自立に向けて取り組むとともに、持てる力を最大限発揮し、社会の中で活躍できるよう、教育を推進していくことが求められます。

(2) 情報化、グローバル化の進展

情報化、グローバル化が進展する中で、あらゆる分野で国際的な競争が激しさを増しています。また、世界全体が知識基盤社会[※]へと移行する中で、知の量と質を確保することが一層重要性を増しています。そして、異なる文化、価値観を理解し尊重し合いながら共存していくことが重要です。

I C T[※]を活用した教育や英語教育の充実など、情報化、グローバル化、多文化共生[※]社会に対応できる高度な知識・技能やコミュニケーション力・行動力などの能力を備えた人材の育成に向けた取組が求められます。

(3) 能力発揮機会の不均等

国籍を問わない人材採用の増加や終身雇用・年功序列の雇用慣行が変容する中で、従来のような安定した雇用環境が失われるとともに、企業内で行われてきた人材育成の機能の低下も懸念されています。

また、雇用のミスマッチや非正規雇用の増加などを通じて、経済的格差が拡大しており、この経済的格差が子どもたちの教育格差に影響するといった社会問題を生み出しています。

全ての人々が持てる能力を発揮する機会を等しく与えられるよう、意欲ある全ての者への学習機会の確保に向けた取組を、教育現場をはじめ、地域社会全体で実現していくことが求められます。

※**知識基盤社会**：一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがある。

※**I C T**：Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。

※**多文化共生**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(4) 地域社会、家族の変容

価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会とのつながりが希薄化しており、地域の中での孤立化や、規範意識の低下が指摘されています。また、核家族化の進行により、多様な世代との交流や体験の機会が減少しています。

一方で、東日本大震災を契機に、地域での助け合いやつながりの大切さが再認識され、地域の絆づくりに向けた動きも活発化しています。

子どもたちの健全な育成と地域社会の発展に向けて、一人ひとりが積極的に地域と関わり、つながりを強めていくとともに、地域の教育機能を有効に活用していくことが求められます。

(5) 地球規模の課題への対応

環境・食糧・エネルギー問題や大規模災害など、現代社会は地球規模のさまざまな課題に直面しています。

また、大量消費社会の進展は、物質的な豊かさをもたらす一方で、国家・地域間の格差や環境破壊等を深刻化させてきました。

学校や家庭でも地球規模の課題を意識し、その対応に向けてできることから取り組む姿勢が求められています。

(6) 学校教育

これまで、次代を担う子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、学習意欲や規範意識の低下、学力・体力の二極化、いじめや不登校の問題など、学校教育の現場ではさまざまな課題があります。

国においても、中央教育審議会*や教育再生実行会議*の中で、いじめ問題への対応や教育委員会制度の在り方など、教育改革に向けての議論が活発に行われてきました。

子どもたちが自立し、健康で心豊かに生きていく力を身に付けるための取組を、学校・家庭・地域が連携し、推進していくことが求められます。

(7) 生涯学習

一人ひとりのライフステージ**や状況に応じて、いつでもどこでも学び、文化・スポーツ活動に取り組める生涯学習社会の実現に向けて、さまざまな取組が進められてきましたが、まだ十分ではない状況にあります。

誰もがいつでもどこでも学習活動や文化スポーツ活動に参加でき、またその取組の成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが求められます。

.....
※中央教育審議会：教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。

※教育再生実行会議：第二次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関で、教育委員会の抜本的な見直し、グローバル化に対応した教育などを審議する会議。

※ライフステージ：人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

6 第一次計画の成果と課題について

第一次計画の方向性Ⅰから方向性Ⅴについて、それぞれの成果と課題の概要は次のとおりです。

方向性Ⅰ「生きる力を育む学校教育の推進」について

①生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進

本市では、生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進に向け、「川越市小・中学生学力向上プラン※」に基づく学力向上対策の推進、いじめ・不登校対策の推進などの生徒指導の充実、特別支援教育※や安全・体力向上の推進、そして、教職員の資質向上に向けた研修の充実などに取り組んでいます。

アンケート調査※では、保護者、市民が学校に期待する役割として、「基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせること」「自ら考え、判断し、表現する力を身に付けさせること」「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」等が高い割合となっています。

また、保護者が思う児童生徒の指導について大切なこととして、「ルールを守る、思いやりの心をもつ、目標に向かって努力することなど人として大切なことを教えること」「児童生徒が興味をもてるような、楽しくわかりやすい授業をすること」等が高い割合となっています。

今後も、引き続き、子どもたちの生きる力を育む教育の推進に向け、確かな学力や自立する力の育成、そして、豊かな心と健やかな体の育成を推進することが求められます。

-
- ※川越市小・中学生学力向上プラン：教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育のさらなる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
 - ※特別支援教育：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
 - ※アンケート調査：第二次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に平成26(2014)年10月～11月に実施。対象は市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童生徒の保護者1,827名、市立小・中学校校長及び教員339名、20歳以上の市民1,500名。

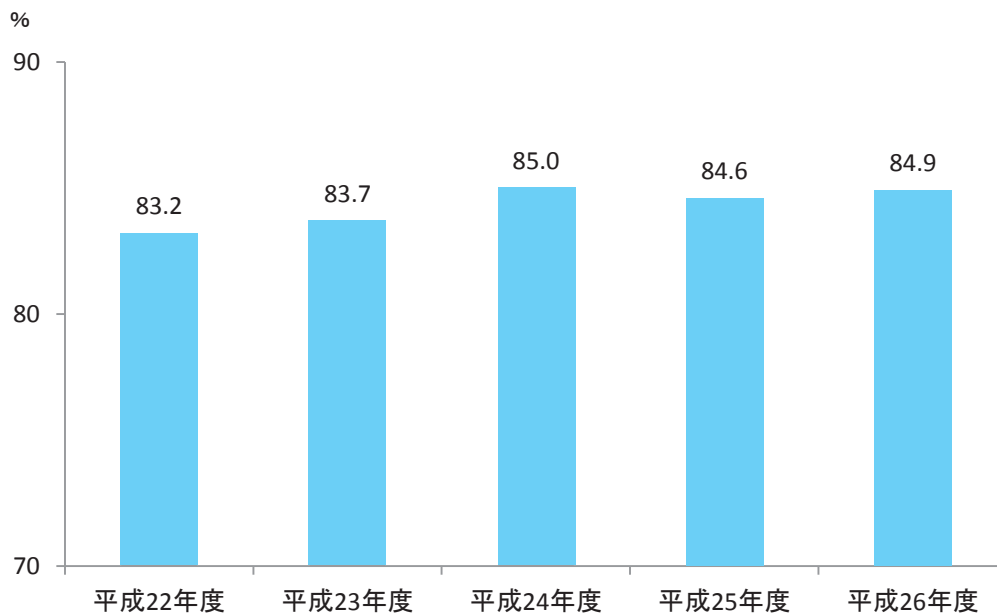
項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
小学校「読む・書く」、「計算」 達成率 90%以上の項目 (各学年 2 項目×6 学年)	11/12	12/12	12/12	—
中学校「読む・書く」、「計算」 達成率 90%以上の項目 (各学年 2 項目×3 学年)	4/6	4/6	4/6	—
小学校「規律ある態度」達成 率 80%以上の項目 (各学年 12 項目×6 学年)	65/72	69/72	69/72	67/72
中学校「規律ある態度」達成 率 80%以上の項目 (各学年 12 項目×3 学年)	32/36	33/36	34/36	34/36

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

※「規律ある態度」の項目

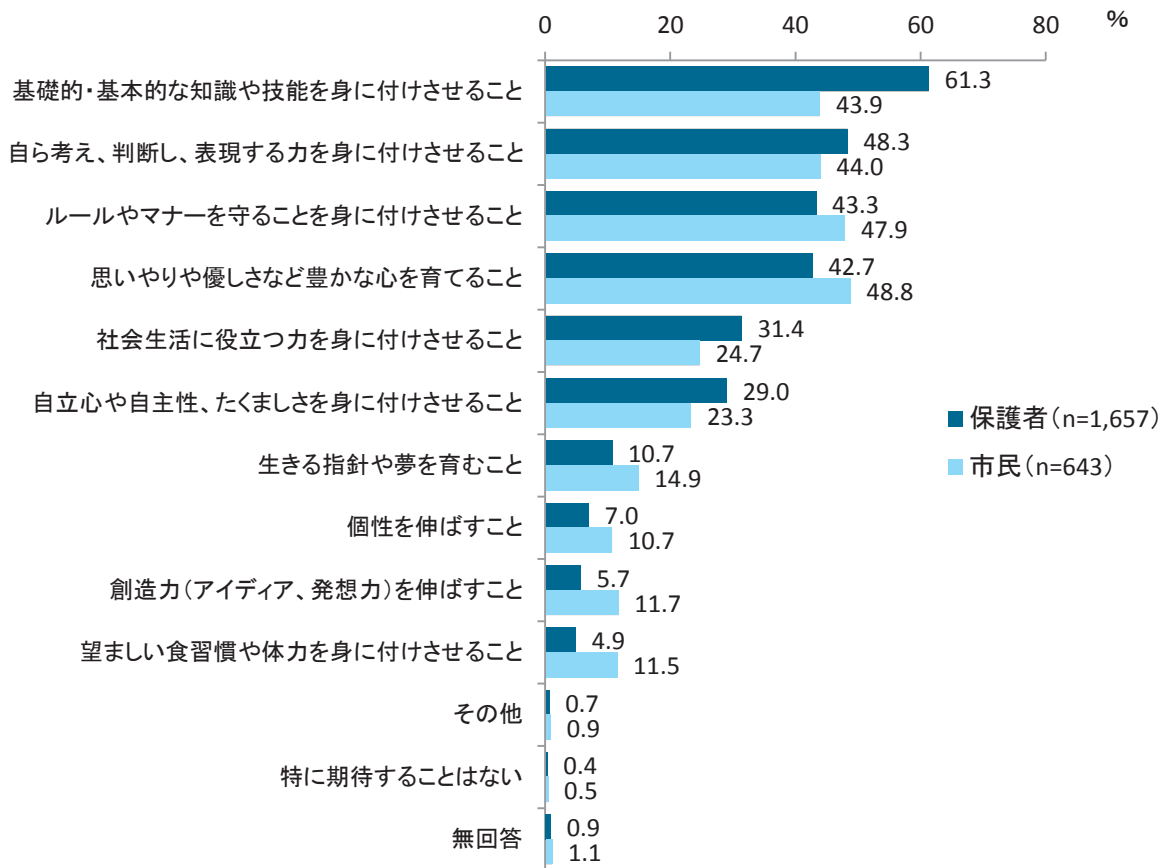
- ・登校時刻を守る
- ・授業開始時刻を守る
- ・靴そろえをする
- ・整理整頓をする
- ・あいさつをする
- ・返事をする
- ・ていねいな言葉づかいをする
- ・やさしい言葉づかいをする
- ・学習準備をする
- ・話を聞き発表する
- ・集団の場での態度
- ・掃除・美化活動

■新体力テスト総合評価（5段階）で3段階以上の割合の推移



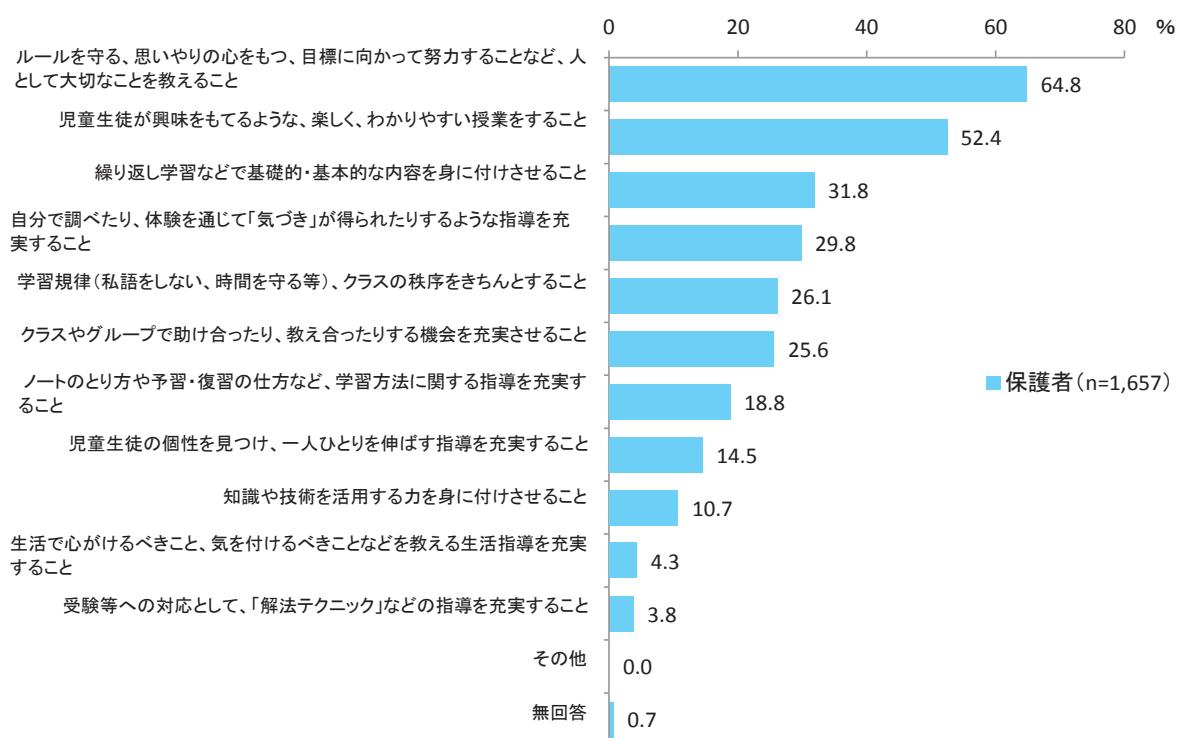
資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■小・中学校が、子どもに対してどのような役割を果たすことを期待するか【複数回答】



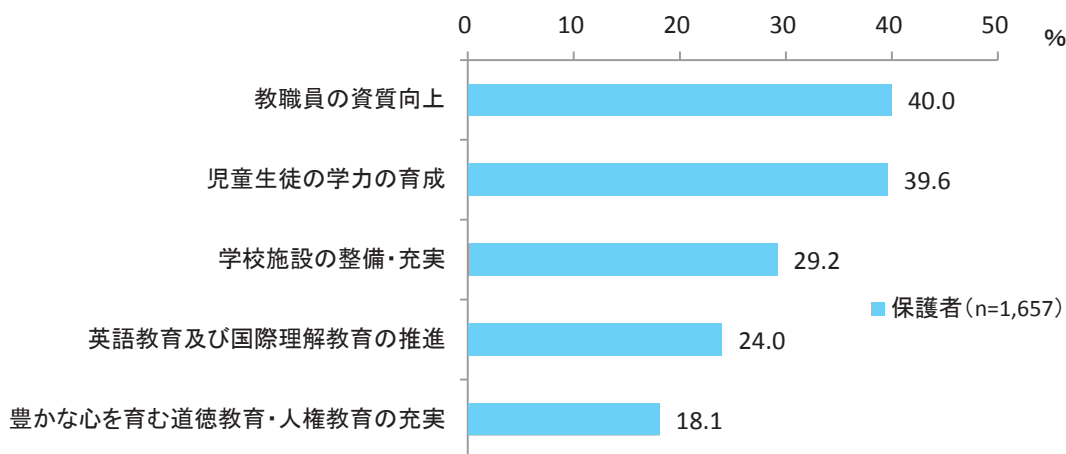
資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者、市民対象／平成 26 年実施）

■ 児童生徒の指導について大切なこと【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者対象／平成26年実施）

■ 今後さらに充実させるべき教育施策（上位5項目）【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者対象／平成26年実施）

②安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

本市では、安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実に向け、大規模改造工事やトイレ改修工事などの学校施設の整備・充実、食育※の推進や給食内容の充実などの学校給食の充実、市立川越高等学校の将来構想の検討と推進、教育センターの充実などに取り組んでいます。

また、東日本大震災の教訓も踏まえ、学校施設の耐震化をはじめとする安全・安心の確保に向けた取組を進めてきました。

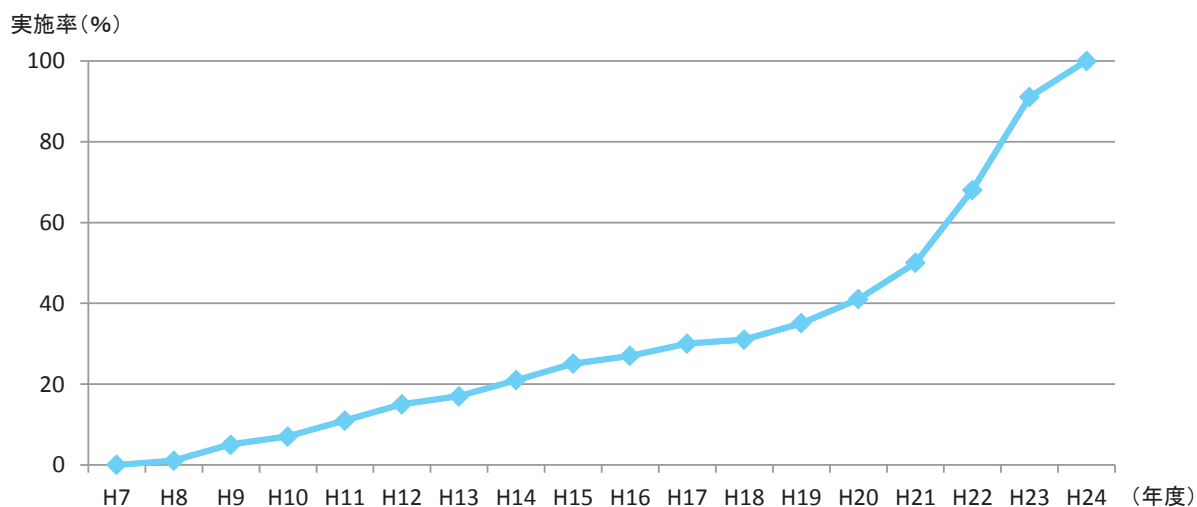
アンケート調査では、今後導入すべき施策として、保護者、教員、市民ともに、「防災、防犯などの安全・安心に配慮した教育環境づくり」と回答する割合が高くなっています。

今後は、施設面のみならず、安全教育なども推進していくことが求められます。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
大規模改造工事の推進	%	54	55	57	59

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

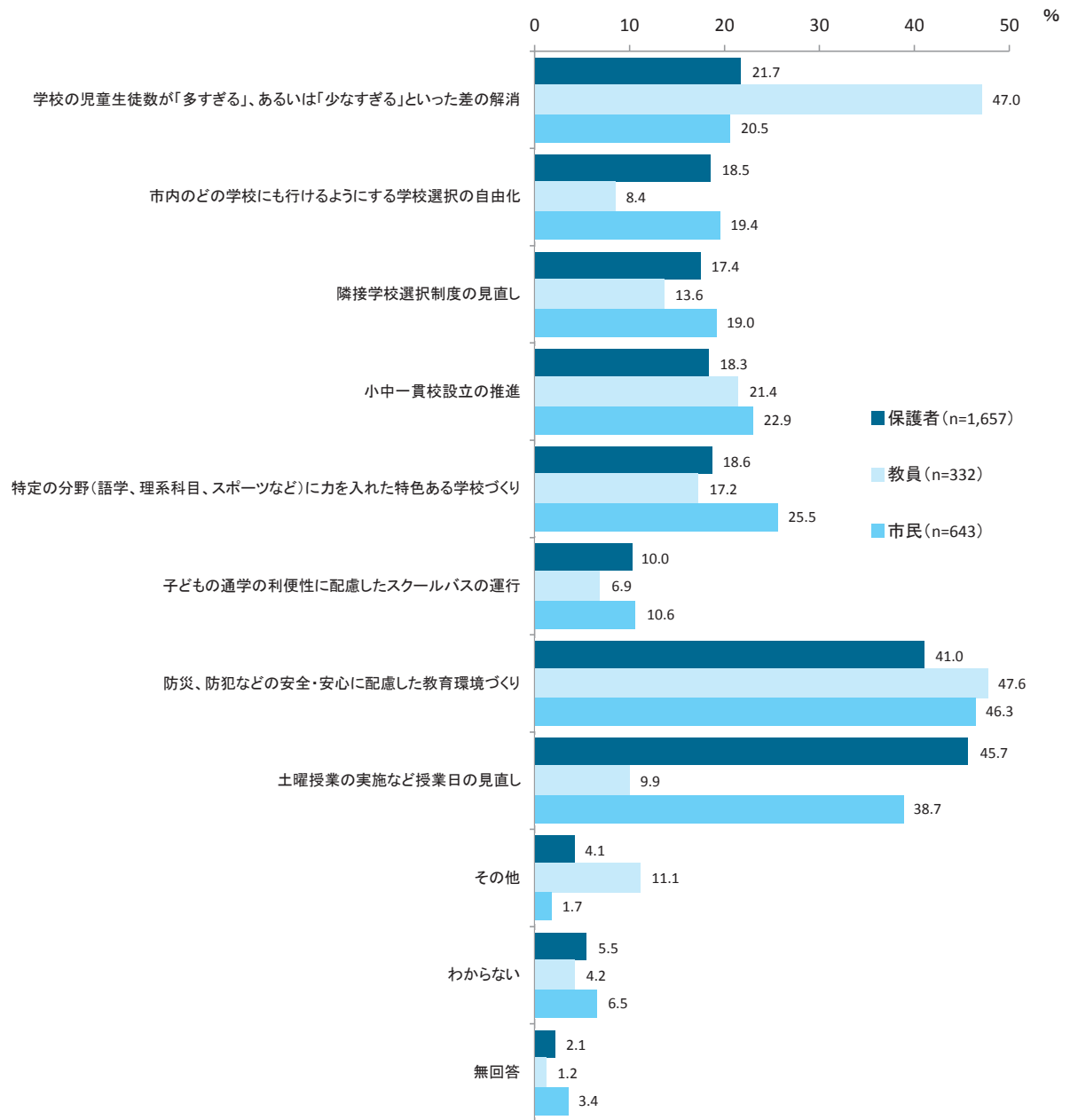
■耐震補強工事実施率



資料：平成 27 年度川越市の教育

※食育：生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。

■今後、導入すべき施策【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者、教職員、市民対象／平成26年実施）

方向性Ⅱ「活力ある地域を創る生涯学習の推進」について

本市では、活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、公民館等の社会教育事業や、学校・家庭・地域が連携した子どもサポート事業*など、さまざまな取組を行っています。

15,000人の参加を目標とした子どもサポート事業では、平成26(2014)年度には2倍強の32,935人の参加がありました。生涯学習事業(公民館主催事業)への参加者数については、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度にかけてはほぼ現状を維持し、図書館の蔵書数や、博物館の収蔵資料点数については、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度にかけて着実に増加するなど、おおむね堅調に推移しています。

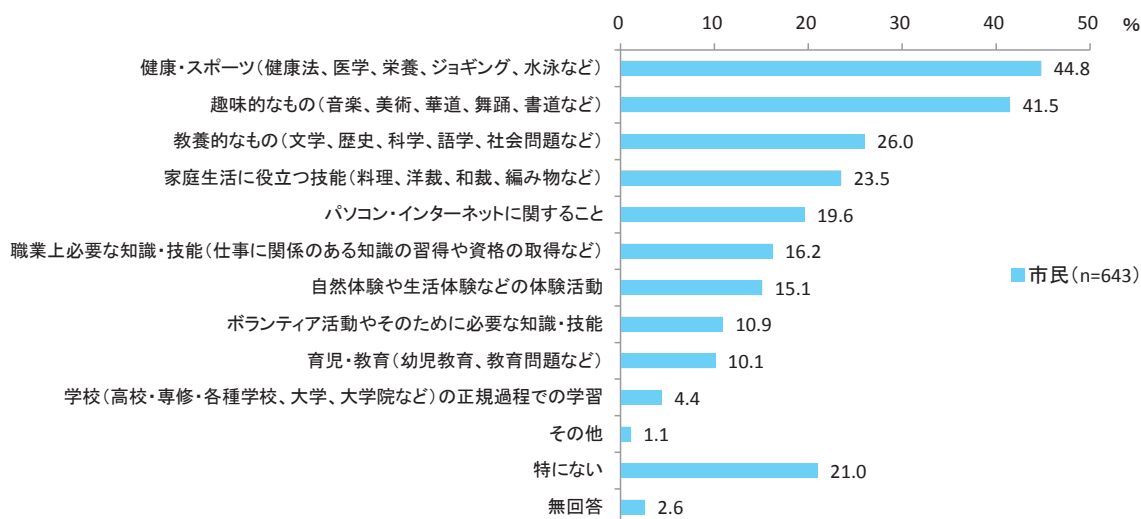
アンケート調査では、公民館において学びたいことについて、「健康・スポーツ」が44.8%と最も高く、次いで「趣味的なもの」が41.5%となっています。

今後も、引き続き、活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、地域住民、団体等との連携強化を図るとともに、ニーズに合った活動メニューの提供や情報提供などの支援の充実を図ることが求められます。

項目		平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績
子どもサポート事業への参加者数	人	22,196	33,696	32,848	32,935
生涯学習事業参加者数(公民館)	人	111,700	110,970	111,513	108,030
蔵書数	冊	812,526	820,239	827,797	836,315
博物館の収蔵資料点数	点	36,644	37,031	37,573	37,746

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(平成26年度対象)

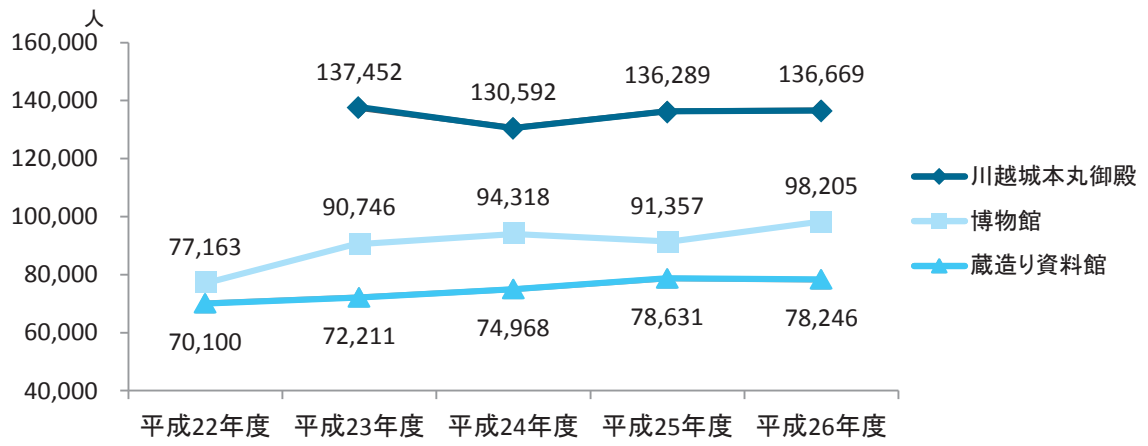
■公民館において学びたいこと【複数回答】



資料：アンケート調査結果(市民対象/平成26年実施)

※子どもサポート事業：子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。

■ 博物館・蔵造り資料館・川越城本丸御殿入館者数の推移



資料：「館報 平成26年度」（川越市立博物館）

方向性Ⅲ「歴史文化の継承と新しい市民文化の創造」について

本市では、歴史の中で守り伝えられてきた貴重な財産である文化財[※]の保護等を通して、歴史文化の継承に取り組んでいます。

また、さまざまな市民や団体との連携・協働により、文化芸術の振興を図るとともに、本市にふさわしい新たな文化芸術の創造を支援しています。

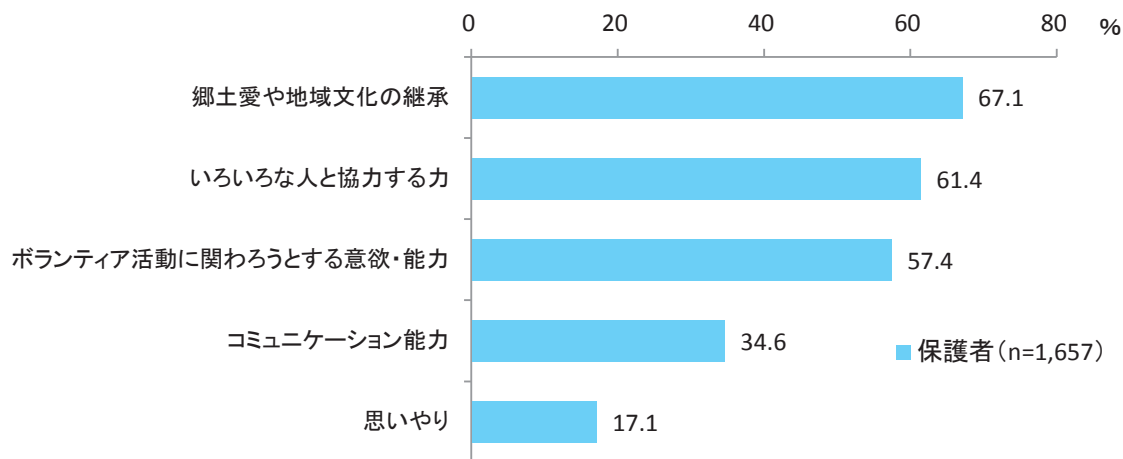
アンケート調査では、「郷土愛や地域文化の継承」について、学校・家庭・地域それぞれの役割の中で、「地域の役割」が特に重要と考える割合が高くなっています。

今後も、本市に残された文化財の保存と活用に努めるとともに、積極的に情報発信をして、市民や団体等と連携・協働し、本市文化芸術の活性化に向けた取組を推進していくことが求められています。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
指定等文化財数	件	252	256	257	264
伝統的建造物の修理 件数累計	件	41	46	51	57
文化芸術団体との協 働による文化芸術事 業件数	件	5	6	7	7

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■地域の役割（上位 5 項目）【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者対象／平成 26 年実施）

※文化財：「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」における文化財とは、建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物等の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。

方向性Ⅳ「多文化共生と国際交流・協力の推進」について

本市では、異なる文化を理解し、相互に尊重し、相互に助け合うことができるよう、交流や国際理解教育*を通じて共生意識の醸成を図っています。

共生意識の醸成に向けて、英語版広報川越の発行や、外国籍市民会議*の開催などを定期的に行っており、順調に進捗しています。

また、国際交流センターの活用や国際交流・協力に取り組む市民団体との協働・連携など、多様な取組を展開しています。

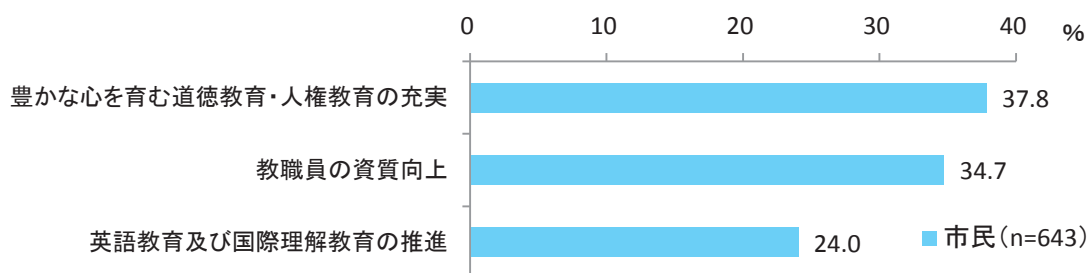
アンケート調査では、さらに充実させた方がよいと思われる教育施策の上位に「英語教育及び国際理解教育」が挙がっています。

今後も、多文化共生と国際交流・協力の推進に向けて、市民や団体等との協働・連携を進めるとともに、継続的な活動支援の充実を図ることが求められます。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
英語版広報川越の発行	回	12	12	12	12
外国籍市民会議の開催	回	6	6	6	6
国際交流センター利用人数(開館日1日あたりの人数)	人	68	64	56	55
市民団体と連携した講座等の延べ参加者数	人	5,461	6,280	5,911	6,460

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■ さらに充実させた方がよいと思われる教育施策（上位 3 項目）【複数回答】



資料： アンケート調査結果（市民対象／平成 26 年実施）

*国際理解教育：国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
*外国籍市民会議：外国籍市民が市政に対して意見等を述べる機会を確保するため設けられた会議。

方向性Ⅴ「生涯スポーツの推進」について

本市では、スポーツ活動へのきっかけをつくり、それを継続していけるよう、魅力あるスポーツ教室や大会等の充実を図ってきました。また、誰もがいつでも、どこでもスポーツ活動に取り組めるよう、各地域で自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ*の設置・運営を支援しています。

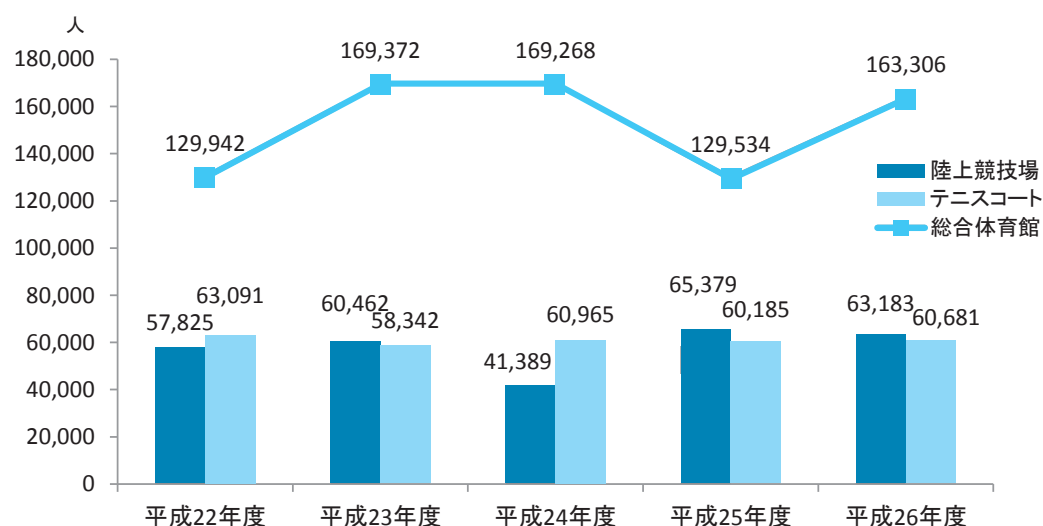
市民のニーズに合わせ、適切な指導を行うことができるよう講習会等を通じて指導者の養成を図り、活用を進めています。また、スポーツ活動の場の確保に向けて、既存施設の計画的な整備・改修等を行っています。

今後も、市民の誰もがいつでも気軽に自分に合ったスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツ環境の基盤づくりを推進することが求められます。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
総合型地域スポーツクラブ数	件	2	3	3	3
スポーツ実施率(成人の月1回以上のスポーツ実施率)	%	65.2	47.9	67.8	63.5
指導者養成講習会実施団体数	団体	30	30	30	30
スポーツ少年団スポーツリーダー養成講習会	人	50	54	70	77
主な運動施設の修繕件数	件	71	90	64	85

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■川越運動公園の利用状況の推移



資料：公益財団法人川越市施設管理公社（経営状況説明書）

※総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

II 計画の基本方針

1 基本理念

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度を計画期間とした第一次計画において、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念として定めました。

この間、国において段階的に実施された学習指導要領*の改訂の基本的な考え方は、「生きる力」を一層育むことを目指しており、埼玉県でも、第 1 期埼玉教育プランの基本理念を継承した「第 2 期生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定しております。

また、アンケート調査においても、こうした「生きる力」の育成に関する項目の重要度が高くなっています。

このようなことから、子どもたちの健全な育成にあたっては、中長期的視点に立って、継続性をもって取り組むことが重要であり、第二次川越市教育振興基本計画においても、基本理念や 3 つの目標、5 つの方向性については第一次計画を継承することとします。



生きる力と学びを育む川越市の教育

.....
***学習指導要領**：学習指導要領は、文部科学省が告示する教育課程の基準である。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科等で教える内容を、学校教育法の規定に従い定めたもの。

2 3つの目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

1 次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、生涯にわたり自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者とのかかわり合いや実生活の中で応用し、実践できる主体的・能動的な力を育むことが重要です。

そこで、本市では「志を高くもち、自ら学び考え、行動する子ども」の育成を目指し、教育委員会と学校がさまざまな取組を計画的・継続的に進めていきます。

そのために、「何を教えるのか」という視点に加え、「どのように学ぶか」という視点も重視し、新たな形態の学習指導の推進を図るとともに、学習環境の整備・充実を進めることで子どもたちの確かな学びを保障していきます。

また、学校内外において、家庭・地域社会と連携し、さまざまな体験が得られる機会を充実させ、自己肯定感や社会性・規範意識を醸成し、子どもたち自身の志や意欲を高める教育を推進します。

2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得し、地域社会を構成していく市民としての資質を身に付けていくためには、地域に暮らす異年齢や異世代の人たちと大いに交流するとともに、自然とのふれあいを通して、自然に対する畏敬の念などを醸成していくことも必要であり、その中で思いやりのある心も育まれます。

また、基本的な人権は憲法に保障された権利であり、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育・啓発を図るとともに、学校や地域における人権教育指導者*の養成を通して、人権教育*を推進します。

3 心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現

市民一人ひとりが、自発的な意思に基づいて行う、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動、国際協力等に関わる活動は、個人の生きがいを高めるだけでなく、人と人とのふれあいを加速度的に広げていきます。

また、川越は小江戸と呼ばれ、伝統文化の息づくまちであり、この伝統文化を支援活用することにより、地域のコミュニティ意識を高めていくことが期待されています。

さらに、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元していくことができれば、地域の活性化に結び付いていきます。

※人権教育指導者：人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。
※人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動で学校教育及び社会教育を通じて推進される。

3 5つの方向性

基本理念と3つの目標を踏まえ、次の5つの方向性に沿って施策を推進します。

I 生きる力を育む学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

II 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民の誰もが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。さらに、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

III 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな文化芸術を創造するため、市民の文化芸術活動を支援します。また、身近なところで文化芸術に親しめる環境を整えていきます。

IV 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めた全ての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

V 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

基本理念

生きる力と学びを育む川越市の教育

1

次代を担い
たくましく生きる
児童生徒の育成

2

3つの目標

ふれあいと
思いやりのある
地域社会の実現

3

心豊かで
生きがいを持てる
市民社会の実現

5つの
方向性

- Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進
- Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進
- Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造
- Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進
- Ⅴ 生涯スポーツの推進

5 施策の体系

方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 確かな学力と自立する力の育成	(1) 確かな学力の育成	①学力向上対策の推進 ②各学校の課題に応じた学校支援事業の推進 ③科学わくわくラーニングプログラム事業の推進
	(2) 校種間連携の推進	①小学校・中学校連携の推進 ②中学校・市立川越高等学校連携の推進 ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進
	(3) グローバル化に対応する教育の推進	①英語指導助手(AET)の配置事業の充実 ②小学校外国語活動の推進 ③小学校・中学校英語教育の充実 ④国際理解教育の推進
	(4) 進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実
	(5) 情報教育の推進	①ICT教育の推進 ②情報モラル教育の推進 ③コンピュータ施設・設備の充実と活用
	(6) 特別支援教育の充実	①就学支援委員会の充実 ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進 ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実
施策2 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実 ②規律ある態度の育成の推進 ③読書活動の充実 ④市立図書館司書等による読み聞かせの推進 ⑤市立図書館から学校への図書貸出の推進
	(2) 生徒指導の充実	①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談の充実 ④いきいき登校サポートプランの推進
	(3) 健康の保持増進と安全・体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②食育の推進 ③体力向上の推進 ④安全・防災教育の推進
施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実	(1) 教職員の資質向上	①経験・職能別研修の充実 ②管理職等研修の充実 ③奨励研修の充実 ④若手・中堅教員の育成 ⑤大学等進学指導力向上研修の推進
	(2) 学習環境の整備・充実	①大規模改造工事等学校施設の整備の推進 ②普通教室への空調設備の設置 ③学校図書館の充実 ④教育機会均等化のための支援
	(3) 学校給食の充実	①給食内容の充実 ②学校給食施設の整備
	(4) 市立川越高等学校の改革・充実	①市立川越高等学校将来構想の検討と推進 ②市立川越高等学校教育環境の整備・充実
	(5) 教育センターの充実	①教育センターの整備・開放の充実 ②保護者・地域との連携研修の充実
	(6) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	①学校評議員制度の充実 ②地域人材活用事業の充実 ③日本語指導ボランティアの充実 ④学校評価の活用
	(7) 小・中学校の適正規模・適正配置	①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 家庭・地域の教育力の向上	(1) 家庭への支援	①家庭教育の支援 ②学童保育の充実
	(2) 地域の教育力の向上	①学校・家庭・地域の連携推進 ②社会教育関係団体への支援 ③地域の教育活動への支援
施策2 生涯学習活動の推進	(1) 生涯学習を推進する基礎づくり	①生涯学習を推進するための体制の充実 ②市民参加の体制の充実
	(2) 市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実	①学習ニーズの把握 ②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

施策	施策の柱	細施策
施策2 生涯学習 活動の推 進	(3) 社会の変化に 応じた学習機 会の提供	① ライフステージにおける課題の学習 ② 現代的課題の学習
	(4) 人権施策の 推進	① 人権教育の充実 ② 人権啓発資料の活用 ③ 人権教育指導者の養成 ④ 関係機関・団体等との連携
	(5) 身近な学習 施設の整備・運 営	① 公民館の設置 ② 既存公民館の整備・運営
	(6) 市立図書館 の充実	① 図書館サービスの充実 ② 図書館資料・情報提供サービス機能の充実 ③ 図書館を活用した学習活動の推進
	(7) 博物館の整 備・充実	① 展示機能の充実 ② 郷土資料の収集・保存 ③ 教育普及事業の充実と学 校教育との連携強化 ④ 博物館・蔵造り資料館の整備
	(8) 高等教育機 関との連携の推 進	① 高等教育機関との連携体制の充実 ② 共催による講座等の充実

方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策	施策の柱	細施策
施策1 文化財の 保護と文 化芸術活 動の充実	(1) 文化財の保 護	① 文化財指定等による保護 ② 文化財保護意識の啓発 ③ 無形民俗文化 財の保存と後継者の育成 ④ 有形文化財の保存と活用 ⑤ 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ⑥ 河越館跡の整 備・活用 ⑦ 山王塚古墳の整備
	(2) 文化芸術の 振興	① 連携・協働による新たな文化芸術の創造 ② 若い世代が文化芸術事業 に参加しやすいしくみづくり
	(3) 文化芸術に 触れる機会づく り	① 文化芸術が身近にある環境づくり ② 子どもたちが文化芸術に親し む機会づくり
	(4) 文化芸術活 動への支援と文 化交流の促進	① 文化芸術活動への支援 ② 文化芸術活動の場の整備 ③ 文化交流の促 進
	(5) 美術館の充 実	① 展覧会等の充実 ② 創作活動・発表の場の提供 ③ 教育普及事業の充実 と学校教育との連携強化

方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 多文化共 生と国際 交流・協力 の推進	(1) 誰もが暮ら しやすい多文化 共生のまちづく りの推進	① 共生意識を醸成するための相互理解の推進 ② 外国籍市民への支援
	(2) 国際感覚に 優れた市民の育 成	① 人材の発掘と育成 ② 国際交流に関係する市民団体等との協力と連 携
	(3) 姉妹・友好 都市交流の充実	① 姉妹・友好都市との交流事業の充実 ② さまざまな地域との新たな交 流の創出

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 生涯スポ ーツの推 進	(1) スポーツ活 動の推進	① 総合型地域スポーツクラブの設置・育成 ② スポーツ教室・大会等の 充実
	(2) スポーツ環 境基盤整備	① スポーツ指導者等の養成・活用 ② スポーツ施設の整備・充実 ③ 学 校体育施設の活用

第 2 章 各論

方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

施策1 確かな学力と自立する力の育成

施策の柱（1）確かな学力の育成

- ①学力向上対策の推進
- ②各学校の課題に応じた学校支援事業の推進
- ③科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

■現状と課題

本市では、「川越市小・中学生学力向上プラン」に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題解決を図る思考力・判断力・表現力の育成などの学力向上の取組を行っています。また、学習に関する興味や関心を高める手立てのひとつとして、科学わくわくラーニングプログラム事業を継続的に推進してきました。

今後、課題である知識を活用する力の育成に向け、児童生徒を主体としたわかりやすい授業の実施や学力向上のための教科研究の推進、教員研修の充実や学校・家庭・地域の連携による体験学習などの充実が必要であり、これらの取組を通して、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び考え行動する力」を育成することが求められています。

■施策の内容

①学力向上対策の推進

- ・「川越市小・中学生学力向上プラン」に基づき、教育委員会と各市立小・中学校が一体となって本市の学校教育の充実を図ります。
- ・学力向上研究委員会※の活動を推進し、児童生徒の学力を継続的に把握・分析し、さまざまな学力向上対策を推進します。

②各学校の課題に応じた学校支援事業の推進

- ・子どもたちの心の教育・学力向上・いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題に応じ、オールマイティーチャー※（臨時講師）を配置し、課題解決を図ります。

③科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

- ・小学校6年生を対象に、小学生科学体験事業を実施し、講演会、実験実習、科学施設の見学や体験活動の取組の充実を図ります。
- ・理科実験助手派遣事業※、小・中・大学連携理科ふれあい事業※を推進します。

※**学力向上研究委員会**：本市児童生徒の学力向上を図るために、学力分析及び指導方法の工夫改善を研究する委員会。

※**オールマイティーチャー**：積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。

※**理科実験助手派遣事業**：市立小・中学校に理科教育に係る支援員を配置する事業。

※**小・中・大学連携理科ふれあい事業**：近隣大学の教員及び学生を各小・中学校に招き、児童生徒に対し、理科に関する観察・実験を行う事業。

施策の柱（２）校種間連携の推進

- ①小学校・中学校連携の推進
- ②中学校・市立川越高等学校連携の推進
- ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

■現状と課題

本市では、各学校が近隣の学校等との連携を行い、教職員や児童生徒間での交流を通し「小1プロブレム※」や「中1ギャップ※」といわれる学校間の接続期における児童生徒の不適應の解消を図る取組を行ってきました。

今後、川越市立小・中学校等の教育の一層の充実を図るために、教育委員会と学校が車の両輪として教育を推進していけるよう定期的に学校訪問を行い、学校と教育委員会が意思疎通を図り、校種間連携教育をさらに進めていくことが求められています。

■施策の内容

①小学校・中学校連携の推進

- ・市内全小・中学校を8つのブロックに分け、それぞれのブロックごとに情報や課題等を共有しながら、接続校同士の連携を一層深めていきます。
- ・校長のリーダーシップのもと、教育委員会から各ブロックに指導主事※を配置する等サポートをしながら、これまでの取組の見直しや改善を図り、より一層の充実・活性化を図ります。

②中学校・市立川越高等学校連携の推進

- ・中学校と市立高等学校が一層連携し、双方の円滑な交流や相互理解、授業改善や教員の指導力向上に向けた取組を推進します。

③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

- ・幼保小連絡懇談会※を実施し、幼稚園、保育園、小学校の連携の在り方について話し合い、幼・保・小の円滑な接続を図ります。
- ・教育委員会主催の研修会に幼稚園、保育園からの参加者を募り、共通のテーマで学び合い、それぞれの役割についての理解を深めます。

※小1プロブレム：入学したばかりの小学校1年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。

※中1ギャップ：中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校やいじめ等が急増する現象。

※指導主事：学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う者。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に位置付けられている。

※幼保小連絡懇談会：幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。

施策の柱（3）グローバル化に対応する教育の推進

- ①英語指導助手（AET）の配置事業の充実
- ②小学校外国語活動の推進
- ③小学校・中学校英語教育の充実
- ④国際理解教育の推進

■現状と課題

本市では、英語指導助手（AET）※を小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、ネイティブの英語に親しむように取り組んでいます。そのような中、現在、小学校では「聞くこと」「話すこと」に重点を置いた体験的な英語活動を通じて、英語に慣れ親しみ、英語に対する興味・関心や学習意欲を向上させるとともに、中学校では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成することに取り組んでいます。

2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が展開できるように、国際理解教育研修会や英語科指導力向上研修会等さまざまな研修会を通して教員の指導力向上や指導方法の工夫改善を図り、小・中・市立高等学校における指導体制を充実させ、グローバル化に対応していくことが必要です。

■施策の内容

①英語指導助手（AET）の配置事業の充実

- ・英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、「聞くこと」「話すこと」等の技能を伸ばすため、小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手（AET）の充実を図ります。

②小学校外国語活動の推進

- ・平成32（2020）年の学習指導要領の改訂において、外国語活動が小学校中学年から導入されることを視野に入れ、児童の外国語活動におけるコミュニケーション能力を伸ばす等の教員の指導力向上を図ります。

※英語指導助手（AET）：Assistant English Teacher の略。日本人の英語教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。

③小学校・中学校英語教育の充実

- ・平成 32（2020）年の学習指導要領の改訂において、小学校高学年の英語の教科化や中・高等学校の英語教育の高度化が図られることを視野に入れ、児童生徒の英語力の強化を目指し、教員の指導力向上や外部人材の活用促進を図ります。

④国際理解教育の推進

- ・外国籍の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティア*の派遣を推進していきます。
- ・グローバル化に対応した教育環境づくりを推進し、国際理解教育の推進を図ります。

※日本語指導ボランティア：市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。

施策の柱（４）進路指導・キャリア教育の充実

①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

■現状と課題

本市では、児童生徒の職場体験、福祉体験等に取り組むとともに、教員の指導体制の充実を図るために、進路指導・キャリア教育※研修会を実施しています。

近年の状況として、グローバル化が進み、社会のしくみが複雑化する中で、児童生徒が自らの将来についてイメージを描きにくい状況となっています。

そこで、児童生徒一人ひとりに働くことの意義や尊さを理解させ、正しい勤労観や職業観を育てることは重要となっており、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てる進路指導・キャリア教育の推進が求められています。

■施策の内容

①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

- ・児童生徒の発達段階に応じた進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
- ・川越市中学生社会体験事業※を実施し、地域の事業所等での体験活動を通して勤労観や職業観を養う機会の充実を図ります。

※進路指導・キャリア教育：進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。

※川越市中学生社会体験事業：中学校１年生または２年生が連続する２日間または３日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。

施策の柱（５）情報教育の推進

- ① ICT 教育の推進
- ②情報モラル教育の推進
- ③コンピュータ施設・設備の充実と活用

■現状と課題

本市では、情報機器を活用した授業の推進や ICT 環境の整備、情報モラル[※]教育に関する研修等に取り組んでいます。

今後、時代に対応した児童生徒の情報収集・活用能力のより一層の向上や教育の情報化について教職員の研修を充実させ、情報教育の推進に取り組むとともに、校内 LAN[※]の設置率が低いことから、LAN 整備を進めることが必要です。

また、情報教育では、児童生徒が主体的に情報収集、活用、発信することや情報モラルの意識を高めることなどの情報活用能力を育成することが必要です。

■施策の内容

① ICT 教育の推進

- ・児童生徒がコンピュータやインターネット等の ICT を活用し、情報活用能力を身に付け、主体的な学びができるよう推進します。

②情報モラル教育の推進

- ・児童生徒の情報の安全管理や情報モラル等の育成を一層推進するために、管理職や情報化推進リーダー[※]等を対象にした情報モラル教育の研修の充実を図ります。

③コンピュータ施設・設備の充実と活用

- ・情報化の進展に対応する児童生徒を育成するためにコンピュータ室等の教育用パソコンを計画的に更新するとともに、校内 LAN を計画的に整備し、コンピュータ施設・設備の充実と活用を図ります。

.....

※情報モラル：情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。

※LAN：Local Area Network の略。ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。同軸ケーブルや光ファイバーなどで配線するものを「有線LAN」、電波を用いるものを「無線LAN」という。

※情報化推進リーダー：情報教育及び学習指導における情報手段の活用において指導的な役割を担うとともに、学校の情報化の全般について企画立案する役割を担う、校内の情報化を推進していく上で中心となる教員を指す。

施策の柱（6）特別支援教育の充実

- ①就学支援委員会の充実
- ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
- ③特別支援教育の理解・啓発の推進
- ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

■現状と課題

本市では、就学相談を行い、児童生徒一人ひとりに合った学びの場や学習内容について、保護者に情報提供を行っています。また、通常の学級や特別支援学級※、市立特別支援学校に、臨時指導員※や自立支援サポーター※を配置し、より丁寧な指導・支援が行えるようにしています。

特別支援教育の理解・啓発のために、資料作成、特別支援学級の授業公開、保護者向けセミナーの開催などを行っておりますが、さらに特別支援教育が推進できるような取組が必要です。

今後も、共生社会に向けたインクルーシブ教育※システムの構築を目指し、多様な学びの場の提供や児童生徒の力を伸ばす教職員の指導力向上を図っていく必要があります。

■施策の内容

①就学支援委員会の充実

- ・小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりのニーズに応じた学びの場と学習内容の判断を行い、就学の適正化を図る、学識経験者、専門医、学校教育機関の代表、関係行政機関の職員で構成する就学支援委員会※の充実を図ります。

②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実

- ・特別支援教育コーディネーター※を中心とした校内委員会を充実させるとともに、自立支援サポーターの活用促進や、通常の学級における支援の推進に努めます。
- ・通常の学級に在籍する軽度言語・聴覚障害や発達障害※等のある子どもに対して、障害の程度に応じた支援の充実を図ります。
- ・小・中学校に設置している特別支援学級の子ども一人ひとりの障害の特性等に配慮した指導・支援の充実に努めます。

※特別支援学級：障害があることで、通常の学級における教育では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級。

※臨時指導員：市立小・中・高・特別支援学校に在籍する知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱等の障害、車椅子等の障害のある児童生徒の学習活動における支援を行う特別支援教育支援員。

※自立支援サポーター：市立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子に対して、個別学習指導や一斉学習指導における個別支援や適応指導を行う特別支援教育支援員。

※インクルーシブ教育：障害のある者となない者が共に教育を受けるしくみ。

※就学支援委員会：障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。

※特別支援教育コーディネーター：校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

※発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

③特別支援教育の理解・啓発の推進

- ・障害のある児童生徒理解のためのパンフレットを作成し、特別支援教育への理解と啓発の推進を図ります。
- ・心のバリアフリーを育む交流及び共同学習等の充実を図り、ノーマライゼーション※の理念に基づく教育を推進します。

④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・市立特別支援学校が、保護者に対する相談活動や小・中学校等へのセンター的な役割を担えるよう支援体制の整備を推進します。

.....
※ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

施策の柱（1）豊かな心を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 規律ある態度の育成の推進
- ③ 読書活動の充実
- ④ 市立図書館司書等による読み聞かせの推進
- ⑤ 市立図書館から学校への図書貸出の推進

■現状と課題

本市の各市立学校においては、児童生徒の豊かな心を育むために道徳教育を推進するとともに、挨拶や言葉遣いをはじめとした規律ある態度の育成を図っています。また、児童生徒が人生をより豊かに生きる上で大切な読書活動を推進しています。

今後、さまざまな文化や価値観をもつ人々と相互に尊重し合いながら生きることが一層重要となっており、道徳的諸価値※についての理解を基に、自分自身を見つめ、広い視野から考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育てる道徳教育の一層の充実を図ることが求められています。

また、児童生徒の豊かな心を育む活動の一環として、読書の楽しさや意義を体感させ親しむ機会を充実させるなど、読書活動を支援する取組を図書館と学校が連携して進めることが求められています。

■施策の内容

① 道徳教育の充実

- ・豊かな心を育む道徳教育の一層の充実と道徳的実践力※の向上を、学校の教育活動全体で推進します。

② 規律ある態度の育成の推進

- ・学校が家庭や地域と連携を密にし、児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

※道徳的諸価値：思いやりの心や生命を大切にすること、くじけず努力する心など、人間の内面にある人間らしいよさのこと。
※道徳的実践力：さまざまな場面や状況においても、道徳的諸価値を自覚し、適切な行為を主体的に選び、よりよく生きていこうとする力。

③読書活動の充実

- ・小学生は「小江戸読書マラソン[※]」の取組、中学生は「小江戸中学生読書手帳[※]」の活用を通して、児童生徒の読書活動を推進します。
- ・小学校入学時に読書活動啓発リーフレットを配布し、家庭における読書活動の啓発に努めます。
- ・司書教諭[※]・図書整理員[※]の配置により、学校図書館経営を充実させ、読書活動の推進を図ります。

④市立図書館司書等による読み聞かせの推進

- ・図書や図書館への興味・関心を持たせるため、市立図書館職員の学校訪問等を通じ、読書活動の推進に努めます。

⑤市立図書館から学校への図書貸出の推進

- ・児童生徒の調べ学習等の要望に応えるため、市立図書館から学校への図書貸出を推進します。

※小江戸読書マラソン：児童の読書活動の促進を図る事業。30冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。

※小江戸中学生読書手帳：市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から50冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校1年生に配布。

※司書教諭：学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。

※図書整理員：学校図書館教育の充実を図るため、小・中・特別支援学校に配置する市費臨時職員。

施策の柱（２）生徒指導の充実

- ①いじめ防止対策の推進
- ②不登校対策の推進
- ③教育相談の充実
- ④いきいき登校サポートプランの推進

■現状と課題

本市の小・中学校におけるいじめや問題行動等、児童生徒の抱えるさまざまな課題への対応として、オールマイティーチャーやスクールボランチ*の配置などを進めています。

また、不登校児童生徒の現状に対応するため、相談体制の整備・充実を図り、学校や地域、専門家等の協力を得て、不登校及びその傾向にある児童生徒を支援し、不登校児童生徒の問題の解消を目指しています。

いじめや不登校の対応に臨床心理士*やスクールソーシャルワーカー*など高度の専門的な知識や経験を有する専門職の対応が必要なケースが増えている現状があり、多様な立場の者や関係機関が、連携して対応することができる体制の充実を図ることが求められます。

■施策の内容

①いじめ防止対策の推進

- ・各市立小・中学校におけるいじめ問題の実態を把握し、いじめの根絶に向けた取組を推進します。
- ・いじめ問題対策委員会*の意見を踏まえ、具体的な取組を推進します。
- ・児童相談所等の関係機関と連携し、情報交換や対応策を検討します。

②不登校対策の推進

- ・いじめ・不登校対策検討委員会*において、協議内容や成果物をもとに不登校問題の防止や対応に向け、具体的な取組を推進します。
- ・臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した相談体制の充実を図るとともに、不登校児童生徒や保護者を支援し、不登校児童生徒の減少を目指します。

※**スクールボランチ**：生徒指導推進員。学級がうまく機能しない状況やいじめ問題、非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、さまざまな生徒指導上の課題への対応と児童生徒一人ひとりに指導・支援を行うために、市内小・中学校に配置される市費臨時職員。

※**臨床心理士**：臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。

※**スクールソーシャルワーカー**：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

※**いじめ問題対策委員会**：本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、PTA代表で組織した委員会。

※**いじめ・不登校対策検討委員会**：いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。

③教育相談の充実

- ・市内全中学校に配置している、さわやか相談員※の活用を図り、不安や悩みを持つ児童生徒が相談しやすい教育相談体制を推進します。
- ・スクールカウンセラー※や教育センター分室（リバーラ）の臨床心理士など、専門的知識を有する人材を活用し、児童生徒、保護者に対する教育相談体制の充実を図ります。

④いきいき登校サポートプランの推進

- ・市内小・中学校における不登校問題の解消に向けて、大学生による不登校児童生徒支援事業等の「いきいき登校サポートプラン※」をさらに推進し、学校、専門家、地域が連携し、一体となった取組を進めます。

.....

※さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校 22 校に 1 名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

※スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。市立中学校に県より配置されている。

※いきいき登校サポートプラン：不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。

施策の柱（3）健康の保持増進と安全・体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②食育の推進
- ③体力向上の推進
- ④安全・防災教育の推進

■現状と課題

本市では、生涯にわたって健康を保持増進するために、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。

児童生徒の安全や防災教育の推進については、地域ぐるみの活動により通学路をはじめとした安全確保に努めるとともに、自分の身は自分で守ることを基本とした児童生徒への安全指導を進めています。

新体力テスト^{*}への取組では、小・中学校ともに二極化の傾向が表れていますが、体力の向上が見られます。今後も食に関する指導を含め、「生きる力」を支える健康な体や基礎体力を育む教育を進めていきます。

■施策の内容

①学校保健活動の推進

- ・学校・家庭・地域との連携を図りながら、健康診断や学校環境衛生活動等の保健管理の徹底に努めます。
- ・歯・口の健康づくりや食物アレルギー・アナフィラキシー^{*}対応、薬物乱用防止教育や性に関する指導等の保健教育を推進します。

②食育の推進

- ・児童生徒が生涯健康で充実した生活を送るために、食に関する指導の推進に努めます。
- ・効果的に食に関する指導を推進するため、栄養教諭^{*}の指導体制の整備を推進するとともに、学校・家庭・地域への啓発、情報提供など、学校給食センターと連携した取組を目指します。

※**新体力テスト**：文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和 39（1964）年以來行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成 11（1999）年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。

※**アナフィラキシー**：アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態。

※**栄養教諭**：食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。

③体力向上の推進

- ・児童生徒体力向上推進委員会※により、児童生徒の発達段階に応じた体力向上策を推進します。
- ・近隣大学との連携による「トップアスリートふれあい事業※」等の実施を通して、児童生徒の体力向上の推進に取り組みます。

④安全・防災教育の推進

- ・児童生徒、地域の実態に応じた安全教育を推進します。
- ・児童生徒の安全確保のため通学路安全点検の実施、スクールガード・リーダー※の配置等、地域及び関係機関等と連携を図り、安全・安心の取組を推進します。
- ・地震や火災等を想定した避難訓練を各学校の年間行事に位置付け、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図ります。

.....

※児童生徒体力向上推進委員会：本市児童生徒の体力向上を図ることを目指して設置された委員会。
※トップアスリートふれあい事業：近隣大学に依頼し、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために実施している事業。
※スクールガード・リーダー：各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。

施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実

施策の柱（1）教職員の資質向上

- ①経験・職能別研修の充実
- ②管理職等研修の充実
- ③奨励研修の充実
- ④若手・中堅教員の育成
- ⑤大学等進学指導力向上研修の推進

■現状と課題

本市では、中核市としての権限と責任に基づき、教職員の資質向上を図るため、教職員の経験や職務内容に応じた研修を実施しています。

次代を担う児童生徒の育成のためには、さまざまな教育課題に対応できる教職員の育成が必要であり、教職員の経験に応じた適切な研修や専門研修などを行い、資質・能力を向上させることが求められています。

そのため、教育者としての使命感・責任感をもち、意欲的に授業に取り組む教職員を育成するため、研修の体系化を図るとともに、時代のニーズに合った研修を一層推進していく必要があります。

■施策の内容

①経験・職能別研修の充実

- ・教職員の経験段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図る経験者研修の充実を図ります。
- ・教職員の職務に応じた知識・技能等の習得を図る職能別研修の充実を図ります。

②管理職等研修の充実

- ・教育に対する理念や識見を高め、管理職としてのリーダーシップを発揮できるよう管理職等研修の充実を図ります。

③奨励研修の充実

- ・教職員の資質向上を図るために、教職員自らが希望して参加できる奨励研修の充実を図ります。

④若手・中堅教員の育成

- ・若手・中堅教員の教育に対する識見を高め、資質・能力の向上を図ることを通して、学校運営の推進者となる人材を育成していきます。
- ・教育フェスタKAWAGOE[※]において、優れた授業実践や研究の成果を広く発信し、一人ひとりの教員の学ぶ場を提供します。

⑤大学等進学指導力向上研修の推進

- ・市立高等学校の教員を大学進学予備校や民間教育機関の研修等に派遣し、学習指導力の向上を図るとともに、その成果を校内に普及させる大学等進学指導力向上研修の推進を図ります。

.....
※教育フェスタKAWAGOE：本市の教育の充実のために、教職員の資質・能力の向上を目指して、学校や教職員等の優れた実践や研究の成果を広く発信する場、一人ひとりの教職員が主体的に学ぶ場。テーマは、「Interactive (インタラクティブ)」で、双方向の参加型とすることで、より深い学びの場を目指すとともに、共に学び合う中で優れた実践を共有するもの。

施策の柱（２）学習環境の整備・充実

- ①大規模改造工事等学校施設の整備の推進
- ②普通教室への空調設備の設置
- ③学校図書館の充実
- ④教育機会均等化のための支援

■現状と課題

一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長を育むために、小・中学校の施設・設備の大規模改造工事等を実施するなど、学校図書館の充実を含めた学習環境の整備・充実を図っています。また、子どもたちの教育機会を確保できるよう就学援助制度や育英資金の貸付制度を実施しています。

近年の猛暑への対策として、児童生徒の健康に配慮し良好な教育環境を整備するために、小・中学校への空調設備の設置が必要とされています。

■施策の内容

①大規模改造工事等学校施設の整備の推進

- ・学校施設設備の老朽化した部分等の緊急性や必要性などを検討し、建物の耐久性の向上を図るため、大規模改造工事、トイレ改修工事等計画的な施設・設備の整備を進めていきます。

②普通教室への空調設備の設置

- ・児童生徒が集中して学習できる教育環境を整備するため、小・中学校の普通教室への空調設備の設置を計画的に進めていきます。

③学校図書館の充実

- ・学校の教育活動の中で、学校図書館の活用が図れるよう、児童生徒の実情に応じた図書を計画的に購入し、蔵書の充実に努めます。

④教育機会均等化のための支援

- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、就学援助制度を推進します。
- ・経済的な理由により高等学校等の学校へ進学することが困難な方に育英資金の貸付を行います。

施策の柱（3）学校給食の充実

- ①給食内容の充実
- ②学校給食施設の整備

■現状と課題

学校給食については、確実な衛生管理のもと安全・安心でおいしい学校給食を安定して提供していかなければなりません。

献立については、安全な食材を使用すること、旬の食材や川越産の農産物を取り入れること、及び児童生徒が必要な栄養を摂取できることなどを考え作成しています。また、近年、食物アレルギーのある児童生徒数が増加傾向にあり、今後アレルギー対応食を提供していくことが求められています。

本市には4つの学校給食センターがあり、藤間及び吉田学校給食センターの老朽化の問題とともに今成学校給食センターでは、調理後2時間以内の喫食を実施するため、1日2回から1回の調理にすることが課題となっています。

これらの課題を解決するため、現在、新学校給食センターの整備を進めています。また、今成及び菅間学校給食センターは、施設の改修と設備の修繕等を計画的に行う必要があります。

■施策の内容

①給食内容の充実

- ・安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、栄養のバランスが取れた給食を提供し、児童生徒の健康の増進や体力の向上を目指します。
- ・学校給食で使用する食材の安全確保に努めるとともに、地場産物の使用拡大に努めます。
- ・アレルギー対応食が安全で確実に提供できるよう実施体制の整備を図ります。

②学校給食施設の整備

- ・新学校給食センターの整備運営事業については、PFI※の手法により推進していきます。
- ・今成学校給食センターと菅間学校給食センターは、施設の改修と設備の修繕等を計画的に推進していきます。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

施策の柱（４）市立川越高等学校の改革・充実

①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

②市立川越高等学校教育環境の整備・充実

■現状と課題

市立川越高等学校は、平成 12（2000）年度に埼玉県川越商業高等学校将来構想懇話会を設置し、懇話会報告に基づき、平成 14（2002）年度から商業科を普通科及び国際経済科に改編し、校名も川越市立川越高等学校に変更して新たな高等学校としてスタートしました。

平成 24（2012）年度入学生から、普通科・商業系学科の生徒定員を同数にするるとともに全てのクラスで少人数学級編制を導入しました。

入学者選抜時の倍率も高く、在学中の簿記等の検定試験の 1 級合格者数は県内トップレベルであり、大学等への進学、企業への就職等で進路実績をあげています。

また、クラブ活動においてもより高い水準を目指して活発に活動を続け、着実に成果を残していますが、社会のグローバル化が進展する中、それに対応したコミュニケーション力の育成など、新たな課題に対応する必要があります。

平成 27（2015）年度には、川越市立川越高等学校教育審議会※を設置し、これまでの教育を振り返るとともに、さらなる教育の充実を図るため、時代の要請と市民の期待に応える市立高等学校について検討しました。

平成 3（1991）年度から平成 8（1996）年度にかけて建設された施設設備の老朽化が進んでおり、突発修繕に追われています。今後は、大規模改修の工事や施設設備の更新等、計画的に進めていく必要があります。

■施策の内容

①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

- ・川越市立川越高等学校教育審議会からの意見を踏まえ、時代の要請と市民の期待に応える市立川越高等学校の在り方について検討するとともに、市民の負託に応える魅力ある市立高等学校づくりを推進します。

②市立川越高等学校教育環境の整備・充実

- ・よりよい教育環境を整え、教育効果を高めるため、大規模改修の工事や施設設備の更新等、計画的に推進します。

※川越市立川越高等学校教育審議会：川越市立川越高等学校における教育に関する事項について審議するために設置した審議会。

施策の柱（５）教育センターの充実

- ①教育センターの整備・開放の充実
- ②保護者・地域との連携研修の充実

■現状と課題

これまで教育センターの機能を充実させるため、教職員研修の体制を整備するとともに、地域住民に開かれた施設として活用を推進してきました。

また、学校施設から研修施設への変更に伴い、排煙設備や内装等の改装を行っています。

現在、平成 32（2020）年の学習指導要領改訂に向け、児童生徒の主体的な学びが一層注目される中、教職員一人ひとりの実践的な指導力の向上に向けた研修や授業における ICT 活用の研修等の充実が求められています。

今後、各研修室の LAN 環境等の整備や空調設備の更新、教育センター体育館の老朽化対策、また、教育センター分室（リベアラ）の老朽化対策及び空調設備の更新とともに、教職員の研修や教育センターを利用する地域住民に対応するために、駐車場の整備が必要です。

■施策の内容

①教育センターの整備・開放の充実

- ・教育センターの機能を充実させるため、教職員研修体制の整備を図るとともに、地域住民も活用できる施設となるよう推進します。

②保護者・地域との連携研修の充実

- ・不登校や情報モラルの諸問題など、今日的な教育課題解決のために、学校や家庭・地域と連携した研修の充実を図ります。

施策の柱（6）地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- ①学校評議員制度の充実
- ②地域人材活用事業の充実
- ③日本語指導ボランティアの充実
- ④学校評価の活用

■現状と課題

本市では、学校評議員制度※、地域人材活用制度※、日本語指導ボランティア、学校評価※の活用等の事業を通し、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、協力を得ながら学校運営の充実を図っています。

今後は、地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、学校や地域の実情に応じた学校運営が必要となっています。

■施策の内容

①学校評議員制度の充実

- ・地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していくため、学校や地域の実情等に応じて学校評議員会を設置します。このことにより、保護者や地域住民等の意向を反映するとともに、学校の教育活動等を周知し、学校運営の充実を図ります。

②地域人材活用事業の充実

- ・小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な体験活動が展開できるように関係団体や地域の方々と連携し、各校の学校教育活動の一層の充実を図ります。また、小学校における外国語活動の充実のため指導体制の強化に努めていきます。

③日本語指導ボランティアの充実

- ・各学校に在籍する外国籍等の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティアの派遣を推進し、日本語指導、学校生活への適応指導の支援など、日本語指導ボランティアの充実を図ります。

※**学校評議員制度**：その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
※**地域人材活用制度**：市立小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な教育活動や体験活動が展開できるように、地域の方々と連携し、児童生徒の自主的・主体的な取組の充実を図る制度。
※**学校評価**：学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図るしくみ。

④ 学校評価の活用

- ・ P D C A サイクル※による学校の自己評価、外部アンケート※等の実施、学校関係者評価※などを通して、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と充実を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指します。

※ P D C A サイクル：計画 (Plan)・実践 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action) のサイクル。
※ 外部アンケート：学校関係者ではない第三者によるアンケート。
※ 学校関係者評価：地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。

施策の柱（7）小・中学校の適正規模・適正配置

①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

■現状と課題

今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会※において、「通学区域に関すること」、「余裕教室※の活用に関すること」、「今後の望ましい学校数（学校の統廃合や存続等）に関すること」及び「その他」の視点で、将来にわたり適正な小・中学校の通学区域、規模等について検討を進めてきました。

今後は、平成 27（2015）年 1 月に文部科学省から発出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等も参考にしながら、市立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る考え方について検討するとともに、具体的な地区を取り上げて今後の状況を精査し、対応策を検討していく必要があります。

■施策の内容

①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

- ・今後、全市的には、児童生徒数の減少が見込まれる中で、地域的な状況も加味しつつ子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するため、川越市立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る考え方を検討していきます。

※今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会：児童生徒数の推移に応じて、学校の規模、通学区域、統廃合、余裕教室の活用など、市立小・中学校の在り方について検討するため、教育委員会の事務局職員で構成した組織。

※余裕教室：少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。

方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1 家庭・地域の教育力の向上

施策の柱（1）家庭への支援

- ①家庭教育の支援
- ②学童保育の充実

■現状と課題

家庭教育は全ての教育の原点ともいわれ、親が親としての力を高め、家庭における役割と責任を自覚し、子どもにとって最も身近な存在として力を発揮することが求められており、家庭の教育力が課題となっています。

このため、公民館や市立小・中学校PTAで実施している各種家庭教育学級[※]や講座等の学習を支援し、家庭の教育力の向上を図る必要があります。

また、本市では、全ての市立小学校で学童保育室を運営し、児童の放課後等の安全・安心の確保を図っています。

保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた運営や、一部施設の狭あい化・老朽化への対応が課題となっています。

今後も学童保育の必要性は高まると考えられることから、学童保育のさらなる充実を図っていく必要があります。

■施策の内容

①家庭教育の支援

- ・乳幼児の親や小・中学校、高等学校の保護者を対象に、子どもの成長・発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を提供します。
- ・身近な地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、指導者の養成に努めます。

②学童保育の充実

- ・保護者の就労等により家庭が常時留守になっている児童を対象に、放課後及び休日等の居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図ります。
- ・学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
- ・放課後児童支援員（学童保育指導員）[※]の確保と資質の向上に努めます。

※家庭教育学級：保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。

※放課後児童支援員（学童保育指導員）：保育士等の資格を有し、学童保育室において児童の保育を行う者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。

施策の柱（２）地域の教育力の向上

- ①学校・家庭・地域の連携推進
- ②社会教育関係団体への支援
- ③地域の教育活動への支援

■現状と課題

地域ぐるみの教育を推進するため、地域の特色を生かした体験活動を提供する地域子ども応援団活動※と、学校教育を支援することで子どもたちを育てる学校応援団活動※の二つを柱とする子どもサポート事業を推進してきました。

今後も、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域ぐるみで将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域のコミュニティの活性化を図る必要があります。

また、子どもたちの学校内外での学びを支えるため、PTAや子ども会育成会をはじめとする社会教育関係団体を支援する必要があります。

地域の教育活動への支援では、地域づくりの推進や教育活動の振興のため、町内（字町）公民館※が実施する講座や公民館登録グループ※が実施する公開講座等の開設支援のほか、地域で活動している各種団体の事務支援等を行っています。

公民館登録グループは、社会教育推進の一端を担っていますが、構成員の高齢化等により活動を維持することが難しくなっている一面もあることから、活性化を図るための支援や育成が必要となっています。

■施策の内容

①学校・家庭・地域の連携推進

- ・学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育の充実に努めます。
- ・地域の特色を生かした体験活動と学校応援団活動の充実に努めます。
- ・子どもたちの「生きる力」を育むため、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- ・「放課後子供教室※」の実施に向けた検討を進めます。

※地域子ども応援団活動：地域の特色を生かした、さまざまな体験活動を提供し、子どもたちを育てる活動。

※学校応援団活動：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。

※町内（字町）公民館：自治会が維持管理している公民館等。

※公民館登録グループ：川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿って登録されたグループ。

※放課後子供教室：全児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

②社会教育関係団体への支援

- ・子どもたちの学びや体験活動の充実を図るため、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体の活動を支援します。

③地域の教育活動への支援

- ・町内（字町）公民館講座や公民館登録グループの公開講座等の開設を支援するとともに、各種団体との連携による活動を通じ、地域の教育活動を支援します。

施策2 生涯学習活動の推進

施策の柱（1）生涯学習を推進する基礎づくり

- ①生涯学習を推進するための体制の充実
- ②市民参加の体制の充実

■現状と課題

市民の自主的な学習活動を支援し、市民活動の場や生涯学習の機会を提供することを目的とした「市民活動・生涯学習施設」が平成27（2015）年にウエスタ川越内にオープンしました。この施設では施設の貸出のほか、多様な講座を実施し、生涯学習活動の場として活用されています。

平成25（2013）年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査では、多くの市民が今後生涯学習の活動を行いたいと回答しています。一方で、生活・家庭・就労の状況により、学習する時間や方法は多様になっており、きめ細かな学習機会の提供が必要となっています。

今後、市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するためには、市民と行政と関係機関が連携し、事業等を推進していく必要があります。

■施策の内容

①生涯学習を推進するための体制の充実

- ・市民が利用しやすい「市民活動・生涯学習施設」の充実に努めます。
- ・市民の生涯学習活動を支援する職員の意識啓発や資質を高めるための研修を実施します。
- ・協働に関する研修を実施し、市民と行政が連携した事業の推進を図ります。

②市民参加の体制の充実

- ・市民と行政の情報交換や相互交流を充実させ、行政の事業等に参加しやすい体制の充実に努めます。
- ・市民と行政との協働を効果的に達成するため、「協働推進事業制度」を積極的に推進します。
- ・地域活動を推進する人材の発掘に努めます。

施策の柱（２）市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実

①学習ニーズの把握

②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

■現状と課題

平成 25（2013）年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査や、平成 24（2012）年度に行われた国の生涯学習に関する世論調査によると、過去 1 年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査より増加し、活動内容も多様化しています。

社会環境の変化など生涯学習を取り巻く状況が変化する中、多様化した市民の学習ニーズに応えるためには、学習ニーズの把握と市民への情報提供の充実が求められています。

今後、生涯学習に関する情報誌、リーフレット、ホームページ等多様な方法で市民が必要としている情報をわかりやすく提供するとともに、市民の学習ニーズに合った講座やイベント等が求められています。

■施策の内容

①学習ニーズの把握

- ・市民意識調査や講座受講後の満足度調査等、各種アンケート等の調査活動を実施し、市民の学習ニーズの把握に努めます。

②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

- ・生涯学習情報誌「マナビィガイド」の発行や、ホームページや SNS[※]等を活用した情報提供を行います。

※ SNS：Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

施策の柱（3）社会の変化に応じた学習機会の提供

- ①ライフステージにおける課題の学習
- ②現代的課題の学習

■現状と課題

現在、市内全公民館（分室・さわやか活動館を除く。）では、ライフステージにおける学習、現代的課題及び地域の教育活動の支援等について、積極的に取り組んでいます。

平成 26（2014）年 4 月の市民センター化に伴い、出張所と併設の公民館については、単独公民館*がその事業の一部をフォローする共同事業を実施することにより、市民の学習要求にえています。

今後は、時代背景や社会構造の変化、市民意識の向上などにより、複雑化・多様化する課題を解決するための各種公民館事業を推進する必要があります。

■施策の内容

①ライフステージにおける課題の学習

- ・乳幼児の心と体を育むことをねらいとした子育て講座等、生涯の各時期に生じる課題の学習活動の提供に取り組むとともに、さらなる学習機会の充実・提供に努めます。

②現代的課題の学習

- ・社会的に要請されている環境学習、情報学習、人権学習等のような現代的課題の学習活動の提供に取り組むとともに、さらなる学習機会の充実・提供に努めます。

※単独公民館：公民館機能を中心とした単独の公民館（中央・南・北・高階南・大東南・伊勢原公民館）。

施策の柱（４）人権施策の推進

- ①人権教育の充実
- ②人権啓発資料の活用
- ③人権教育指導者の養成
- ④関係機関・団体等との連携

■現状と課題

人権意識の高揚と差別意識の解消に向け、人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、各種人権啓発[※]資料を作成し、学校等での活用や市民への配布を通して人権意識の高揚を図ってきましたが、差別意識や偏見はいまだ解消されたとは言えません。

引き続き、同和問題などさまざまな差別意識の解消に向けた教育や啓発を進めていくとともに、学校や社会教育施設[※]をはじめ、関係機関・団体等との連携を深めながら、人権に関する多様な学習機会の提供を図る必要があります。また、家庭や職場、地域における人権教育指導者の養成を図る必要もあります。

■施策の内容

①人権教育の充実

- ・人権教育の一環として、児童生徒による人権作文・人権標語・人権絵画の取組を通して人権意識の高揚に努めます。
- ・人権教育推進事業を公民館・小学校・中学校に委嘱するとともに、人権教育実践報告会[※]やPTA・子ども会育成会人権啓発フィルム研修会を実施し、同和問題などの人権問題の解決を目指します。

②人権啓発資料の活用

- ・各種人権啓発資料を作成するとともに、児童生徒をはじめ市民に配布することで人権意識の高揚に努めます。

③人権教育指導者の養成

- ・家庭や職場、地域社会における人権問題の解決を目指して、PTA家庭教育学級の人権教育講座や公民館の人権教育指導者養成講座を開催し、身近な人権教育指導者の養成を図ります。

※人権啓発：国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で人権教育を除いたもの。

※社会教育施設：市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。

※人権教育実践報告会：保育園・小中高校・PTA・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。

④関係機関・団体等との連携

- ・ 人権意識の高揚と差別意識の解消のため、関係機関や団体等と連携した教育活動を推進します。
- ・ 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業※を推進します。

※集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会
が実施している事業のこと。

施策の柱（5）身近な学習施設の整備・運営

①公民館の設置

②既存公民館の整備・運営

■現状と課題

公民館は最も身近な学習施設として多くの方々に利用されています。また、地域コミュニティを活性化することが求められる中、地域教育活動の支援や活動拠点としての利用も高まっています。

今後、新たな公民館建設を図るとともに、建設から多年が経過した公民館の整備・充実が求められています。

既存の公民館については、建築から35年以上経過した館が、19館中10館となっており、施設・設備の老朽化が進んでいます。なお修繕等は、故障してから直すという、いわゆる事後修繕に追われているのが現状です。

利用者の高齢化を見据えた利用しやすい快適な施設とするため、大規模改修等の工事や施設設備の更新を、総合的かつ計画的に対応していく必要があります。

■施策の内容

①公民館の設置

- ・身近な学習施設としての公民館の建設を推進します。

②既存公民館の整備・運営

- ・既存の公民館については、大規模改修工事等を計画的に実施し、利用しやすい学習施設となるよう整備運営に努めます。

施策の柱（6）市立図書館の充実

- ①図書館サービスの充実
- ②図書館資料・情報提供サービス機能の充実
- ③図書館を活用した学習活動の推進

■現状と課題

地域の情報拠点として市民のさまざまなニーズに対応するためには、資料の整備・充実をはじめとして、調査・研究のための情報提供サービス機能の充実が求められています。

また、市民の学習意欲や活動を支援するための事業の実施や、地域資料などをデジタル化し、情報のネットワーク化をさらに進めていく必要があります。

■施策の内容

①図書館サービスの充実

- ・市民のさまざまなニーズに対応した図書館サービスの向上を図る取組を推進します。また、図書館利用に障害のある人に配慮した図書館サービスに努めます。

②図書館資料・情報提供サービス機能の充実

- ・多様な市民要望に応えるため、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる各分野の資料収集に努めます。
- ・市民の学習・研究活動支援の充実を図るため、他の図書館等との連携や情報の提供サービス機能の充実に努めます。

③図書館を活用した学習活動の推進

- ・幅広い世代で構成される市民の、多様な学習活動に即した講座や講演会等の事業を推進します。

施策の柱（7）博物館の整備・充実

- ① 展示機能の充実
- ② 郷土資料の収集・保存
- ③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
- ④ 博物館・蔵造り資料館の整備

■現状と課題

博物館は、開館以来、郷土資料の収集・保存に努めるとともに、川越の歴史・文化に関する企画展等を数多く開催してきました。また、子ども向け・大人向けの各種講座や教室を開催し市民の学習ニーズの対応に努めてきました。

現在の常設展示は、開館から四半世紀以上が経過し、その間の新資料の発見や調査研究の進展により、一部改修が必要となっています。同時に、老朽化した映像・情報機器類の抜本的な更新の必要があります。

収蔵資料は現在3万点を超え、収蔵スペースが不足しつつあり、貴重な郷土資料を後世に確実に伝えていくためにも、早急な収蔵施設の検討が求められます。

蔵造り資料館は、平成25（2013）年度から耐震化事業に着手し、平成30（2018）年度の完了を目指しています。

■施策の内容

① 展示機能の充実

- ・常設展示の見直しを検討し、新たな学術的成果やより学びやすい展示手法を展示に反映できるよう研究を進め、展示機能^{*}の充実を図ります。

② 郷土資料の収集・保存

- ・川越の歴史と文化に係る資料収集に努めるとともに、その保存と活用を図ります。
- ・資料を保存する収蔵庫については、収蔵能力が不足しているため、効率的な収蔵保管に努めるとともに、新たな収蔵施設の確保を検討します。

③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- ・市民の多様な学習要求に対応できるよう、講座・教室など教育普及事業の充実を図ります。
- ・小・中学校等との連携を進め、学校の教育課程に位置付けた博物館活用の充実を図ります。

④ 博物館・蔵造り資料館の整備

- ・社会教育施設、文化財及び観光拠点施設としての機能を充実させるため、博物館・蔵造り資料館の整備を図ります。

※**展示機能**：資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。

施策の柱（8）高等教育機関との連携の推進

- ①高等教育機関との連携体制の充実
- ②共催による講座等の充実

■現状と課題

生涯学習が盛んになるにつれて、市民の学習ニーズも多様化し、専門的な学習内容を望む傾向があります。また、地域にある大学等の高等教育機関との連携は、地域の人材育成に不可欠です。

本市では、「川越市と市内大学との連携に関する基本協定」に基づき、市内の各大学と連携し、協働のまちづくりに努めています。今後さらに連携を強化し、大学の有する資源を生かした高度で体系的な学習の場の提供が求められています。

■施策の内容

①高等教育機関との連携体制の充実

- ・地域社会の発展と人材育成に寄与するため連携体制を整えます。
- ・教育、文化、まちづくり等の分野において市内の大学等と協力します。

②共催による講座等の充実

- ・市内 4 大学*との連携により、各大学の特徴を生かした講座を開催し、高度で体系的な生涯学習の機会の拡充を図ります。

※市内 4 大学：東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の 4 大学。

方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1 文化財の保護と文化芸術活動の充実

施策の柱（1）文化財の保護

- ①文化財指定等による保護
- ②文化財保護意識の啓発
- ③無形民俗文化財の保存と後継者の育成
- ④有形文化財の保存と活用
- ⑤重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
- ⑥河越館跡の整備・活用
- ⑦山王塚古墳の整備

■現状と課題

喜多院や蔵造りの町並み、川越市のシンボルである時の鐘など、本市は県内でも多くの文化財を有し、たくさんの観光客が訪れています。その一方で、伝統的な風俗・習慣は徐々に忘れられつつあります。

文化財の保護を推進するためには、市民が河越館跡※をはじめとした指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区※などについて認識し、理解を深めることが大切です。そして市民と行政が協力して、文化財を保存・活用していくことが必要となります。

また、川越氷川祭の山車行事※などの無形民俗文化財の後継者育成は、地域コミュニティの形成という観点の上でも重要な事業であり、今後も支援していく必要があります。

※河越館跡：河越氏は、桓武平氏・秩父氏の流れをくみ、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡で、昭和59(1984)年12月6日国指定史跡となった。

※重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

※川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成17(2005)年に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

■施策の内容

①文化財指定等による保護

- ・ 私たちの貴重な歴史的財産である文化財を後世に残し、伝えていくために、文化財調査等の実施を通して隠れた貴重な文化財を見だし指定します。
- ・ 市内に点在する遺跡を埋蔵文化財包蔵地[※]に指定し、包蔵地内で開発工事が行われる際は試掘調査により埋蔵文化財の有無を確認し、確認された場合には工事計画により発掘調査をして記録保存します。

②文化財保護意識の啓発

- ・ 国民の財産である文化財の価値を市民に知らせ理解を深めてもらうために、文化財保護意識の啓発に努めます。

③無形民俗文化財の保存と後継者の育成

- ・ 無形民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。
- ・ 後継者育成を積極的に支援します。

④有形文化財の保存と活用

- ・ 指定されている有形文化財の維持管理を継続的に行い、その保存に努めます。
- ・ 博物館や関係各課と連携し、その活用を図ります。

⑤重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ・ 伝統的建造物の保存修理など必要な事業を実施し、あわせて保存技術の継承や後継者の育成に努めます。
- ・ 伝統的建造物の耐震化や自主防災体制の整備を検討します。

⑥河越館跡の整備・活用

- ・ 郷土学習の場、市民の憩いの場として国指定史跡河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共団体、NPO法人、大学等と協働してその有効活用を図ります。

⑦山王塚古墳の整備

- ・ 国内で最大規模の上円下方墳である山王塚古墳[※]について、未来に伝えるべき貴重な文化財として、国指定史跡とすることを目指します。

.....
[※]埋蔵文化財包蔵地：貝づか、古墳や住居跡等の生活の痕跡（遺構）や、土器や石器などの生活道具（遺物）などの埋蔵文化財を包蔵する土地。本市では包蔵地内がかつ未調査地において工事を行う場合は、文化庁及び埼玉県の指導により、原則として試掘調査を行っている。また、工事主体者は文化財保護法第93条第1項に基づき着工60日前までに届け出る義務を負う。

[※]山王塚古墳：大塚1丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に7世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺63m高さ1m、上円部の径は約47m全高4.5mで、国内最大級である。昭和33（1958）年3月6日「山王塚」として市指定文化財となった。

施策の柱（２）文化芸術の振興

①連携・協働による新たな文化芸術の創造

②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり

■現状と課題

本市には文化芸術資源が多く、市民活動が活発に行われてきた実績があり、これらが密接に関係した結果として、歴史と伝統に培われた文化芸術活動が現代に受け継がれています。今後も、市民やさまざまな団体と行政が連携・協働し、文化芸術によるまちづくりを進めていく必要があります。

また、市内には、地域連携に力を入れている４大学があり、文化芸術やまちづくりに関心を持つ若い世代が多く集まっています。各大学と連携しながら、この若い力とともに、文化芸術活動を進めていくことが求められています。

■施策の内容

①連携・協働による新たな文化芸術の創造

- ・市民、市民団体、NPO法人、企業、大学等との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、相互の交流等を通じて、地域の魅力づくりとなる新たな文化芸術の創出に努めます。

②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり

- ・高校や大学との連携事業を推進するなど、若い世代が文化芸術事業に参加・活動しやすい環境を整えます。

施策の柱（3）文化芸術に触れる機会づくり

- ①文化芸術が身近にある環境づくり
- ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

■現状と課題

幼少期において、多様で質の高い文化芸術に触れる体験は、成長期の豊かな感性、創造性、コミュニケーション能力を育みます。また、次世代の文化芸術の貴重な担い手や鑑賞者を育むことも期待できます。本市では、川越市文化芸術スポーツ振興基金※を活用して、子どもの文化芸術体験事業等を行っています。

子どもたちはもちろん、障害のある人や高齢者、子育て世代など、さまざまな市民が文化芸術に接する機会を拡充するため、今後は、ウエスタ川越大ホールをはじめとする各種施設等を活用し、参加しやすい環境の整備や情報発信を推進していく必要があります。

■施策の内容

①文化芸術が身近にある環境づくり

- ・市民の文化芸術への関心や理解を深めるため、良質な文化芸術の鑑賞機会を提供します。
- ・市民が身近なところで、気軽に文化芸術に触れることができるよう、インターネットやSNS等を活用し、わかりやすく、魅力ある情報の提供に努めます。

②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

- ・次代を担う子どもたちが、文化芸術を鑑賞し、学ぶことのできる機会の充実を図ります。

※川越市文化芸術スポーツ振興基金：本市の文化芸術及びスポーツ振興を図るため平成27（2015）年度に設置。

施策の柱（４）文化芸術活動への支援と文化交流の促進

- ①文化芸術活動への支援
- ②文化芸術活動の場の整備
- ③文化交流の促進

■現状と課題

文化芸術には多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体がさまざまな活動を展開しています。発表機会や活動場所の提供、あるいは助成や顕彰など、さまざまな形でこれらの活動を支援していきます。

互いの表現活動に触れることで、文化芸術活動の発展の可能性はさらに高まります。このことから、多様な個人・団体間の交流を促進し、ネットワークの充実を図っていくことが必要となります。

■施策の内容

①文化芸術活動への支援

- ・文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実を図ります。
- ・文化芸術分野で功績のある人や振興に寄与した人への顕彰を行い、市民の文化芸術活動を支援します。

②文化芸術活動の場の整備

- ・市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越大ホール等の適切な運営管理を図ります。

③文化交流の促進

- ・文化芸術関係団体相互の交流を促進し、ネットワークの充実を図ります。

施策の柱（５）美術館の充実

- ① 展覧会等の充実
- ② 創作活動・発表の場の提供
- ③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

■現状と課題

市立美術館では、展覧会等の開催や創作活動・発表の場の提供を通じて、市民が美術に触れる機会の提供に努めています。また、学校教育と連携した教育普及事業や子どもたちが文化芸術活動を体験できる事業に取り組んでいます。

市立美術館に対する市民の関心と期待が高まる中、さらに親しまれる市立美術館にするためには、市内の美術館などとの連携による質の高い事業の実施と効果的な運営を進めることが必要となっています。

今後も、上記の取組やアンケート等による市民ニーズの把握を通じて、市立美術館の充実に努めることが求められます。

■施策の内容

① 展覧会等の充実

- ・市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。

② 創作活動・発表の場の提供

- ・創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。

③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- ・学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。

方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策の柱（1）誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進

- ①共生意識を醸成するための相互理解の推進
- ②外国籍市民への支援

■現状と課題

本市に在住する外国籍市民は、平成26（2014）年度末時点で約5,500人と全人口の約1.6%を占め、市内にある4大学には、およそ1,100人の留学生が学んでいます。

外国籍市民や留学生の中には、言葉や文化の違いから、地域社会にうまく溶け込むことができず、地域活動にも参加しない人を見受けられるという問題があります。

市内に暮らす外国籍市民も地域社会の一員として、共に生活できるような多文化共生社会の構築が求められます。

■施策の内容

①共生意識を醸成するための相互理解の推進

- ・多文化共生・国際交流を推進していくための拠点として、国際交流センターを活用し、外国籍市民と相互理解が深まるような事業の支援に努めます。
- ・外国籍市民会議の開催や外国籍市民国際人材ネット[※]の充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。

②外国籍市民への支援

- ・外国籍市民のための日本語教室や市民相談を充実させるとともに、多言語による案内表示や情報提供を実施することで、海外からの来訪者や外国籍市民にとって、訪れやすく住みやすいまちづくりを目指します。
- ・市内大学の留学生を支援するとともに、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

※外国籍市民国際人材ネット：外国籍市民の持つさまざまな能力を活用し本市の国際化を推進するための登録制度。

施策の柱（２）国際感覚に優れた市民の育成

①人材の発掘と育成

②国際交流に関する市民団体等との協力と連携

■現状と課題

本市では、国際交流のために活動する市民や市民団体、市内の大学などと連携しながら、さまざまな事業を展開し、国際化を担うための人材の育成に努めています。

一方、さまざまな分野でグローバル化が進む中、社会情勢の変化に対応するために、国際感覚の豊かな人材を発掘し、活用を図る必要があります。

今後、増加が見込まれる外国籍市民や留学生を支援するためにも、ボランティアをさらに育成し、充実を図ることが求められます。

■施策の内容

①人材の発掘と育成

- ・東京オリンピックのゴルフ競技の本市での開催をきっかけに、市内大学等と連携を図りながら、各種講座や研修会を実施するなど、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。
- ・日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化への理解や相互扶助といったボランティア意識の向上に努めます。

②国際交流に関する市民団体等との協力と連携

- ・国際交流や国際協力に取り組む市民や市民団体と連携を取りながら、地域の国際化を推進していきます。
- ・さまざまな交流事業の充実を図るため、市民や市民団体、行政などがそれぞれの役割を担うとともに、相互理解を図り、ネットワークの構築に努めます。

施策の柱（3）姉妹・友好都市交流の充実

① 姉妹・友好都市との交流事業の充実

② さまざまな地域との新たな交流の創出

■現状と課題

現在、オフエンバッハ市（ドイツ・ヘッセン州）、セーレム市（アメリカ・オレゴン州）、オータン市（フランス・ブルゴーニュ州）の海外3都市と姉妹都市提携しています。相互の発展と友好親善を目的として、行政間の交流以外にも各都市と青少年や市民による相互交流の事業を実施しています。

こうした交流事業については、異文化理解や国際化意識の醸成を図るのによい機会となることから、継続に努めながら、事業内容をホームページや報告書などで紹介するなど、姉妹・友好都市に関する情報の周知を図る必要があります。

また、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に、新たな地域と「教育」や「文化」など、分野を特定した交流についても今後検討していく必要があります。

■施策の内容

① 姉妹・友好都市との交流事業の充実

- ・川越市姉妹都市交流委員会^{*}と連携し、多文化共生に向けた異文化への理解を図るため、より多くの市民が関わるができる交流事業の実施に努めます。
- ・姉妹・友好都市との交流協力関係を深めるため、次世代を担う青少年の相互派遣事業については、関係機関とも連携しながら、事業内容の充実を図ります。

② さまざまな地域との新たな交流の創出

- ・外国籍市民や留学生を通して、さまざまな国の文化や伝統について学ぶ機会を創出します。
- ・姉妹・友好都市とは別に新たな地域との分野を特定した交流事業について検討するなど、市民にさらなる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

※川越市姉妹都市交流委員会：都市提携に伴い相互の信頼と友好の関係を確立するための行事や事業を計画し、推進するための組織。

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツの推進

施策の柱（1）スポーツ活動の推進

- ①総合型地域スポーツクラブの設置・育成
- ②スポーツ教室・大会等の充実

■現状と課題

運動不足やストレス等による健康への影響が深刻さを増している中、本市では、市民の誰もが、生涯を通して心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興施策を推進しています。

また、市民のスポーツへの取組も多様化してきており、総合型地域スポーツクラブの設置・育成、スポーツ教室、市民体育祭、小江戸川越ハーフマラソンなどの開催、川越市文化芸術スポーツ振興基金を活用したジュニアアスリートの育成等を行っています。今後はさらに幅広い世代へのスポーツの浸透を図ることが求められています。

■施策の内容

①総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ・誰もが、いつでも、どこでもスポーツに取り組めるようにするため、各地域で地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置・自立を支援し、クラブ間ネットワークを構築していきます。

②スポーツ教室・大会等の充実

- ・市民のスポーツ活動へのきっかけをつくり、それを継続していけるようにするため、ライフステージに応じた、魅力あるスポーツ教室・大会等の充実を図っていきます。

施策の柱（２）スポーツ環境基盤整備

- ①スポーツ指導者等の養成・活用
- ②スポーツ施設の整備・充実
- ③学校体育施設の活用

■現状と課題

子どもから高齢者まで、市民の誰もが、いつでも日常的にスポーツに参加するためには、その活動の場が十分にはなりません。現在、身近にある学校体育施設を使い、地域のスポーツ活動が盛んに行われています。また、市民の多様なニーズに対応できるようスポーツ指導者の育成も行っています。

地域を超えた活動の場を広げるために、また、普段の活動の成果を発揮する競技会の開催のために、既存スポーツ施設の整備と新たなスポーツ施設の設置が課題となっています。

■施策の内容

①スポーツ指導者等の養成・活用

- ・各スポーツ団体等を育成・支援するとともに、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるようにするため、スポーツ指導者等の養成に努め、その活用を図ります。

②スポーツ施設の整備・充実

- ・既存のスポーツ施設を利用者がより安全かつ安心して使えるよう、整備・改善を行うとともに、スポーツ活動の場の充実のため新設体育館の建設に取り組みます。

③学校体育施設の活用

- ・地域のスポーツ活動をより身近な施設で行っていくために、学校体育施設を地域に開放し多くの市民がスポーツに親しむ場を提供していきます。

第3章 計画の推進

I 計画の推進

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域など社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

情報収集・発信や関係機関・団体等との連携を強化するとともに、適切な点検・評価・見直しを行うことにより、計画の着実な推進を図ります。

(1) 関係機関・団体等との連携

地域ぐるみの教育を推進するため、地域団体や関係機関等との連携を深め、施策を推進します。

(2) 情報の収集・発信

広報・ホームページ等により、積極的な情報発信に努めるとともに、市民からの情報を把握し、施策の推進に反映します。

(3) 計画の進行管理

計画を効果的に推進するため、主な施策の目標値を設定するとともに、外部有識者の知見を活用し、事務事業の点検評価を実施することにより、計画の進行管理を行います。また、その結果を踏まえ必要に応じ、施策の見直しを行いながら計画を推進します。

II 施策の目標

方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

施策1 確かな学力と自立する力の育成

項目	現在値 (平成26 年度末)	目標値 (平成32 年度末)	説明
勉強は大切と考える 児童生徒の割合	91.9%	92.5%	全国学力・学習状況調査質問紙において、「国語や算数・数学の勉強は大切だと思う」と回答した児童生徒の割合(対象 小学校第6学年・中学校第3学年)
各種連携会議の参加 者数	303人	320人	市内の幼稚園、保育園、小学校(中学校)から市教委主催の懇談会・研修会等に参加した教職員の延べ人数
AET配置実績	22人	32人	英語指導助手(AET)の配置人数
授業における英語担 当教員の英語使用状 況	51.6%	85.0%	授業を英語で行う英語担当教員の割合
授業におけるICT (情報通信技術)活用 授業回数	51.1回	75.0回	児童生徒が授業の中でICTを活用して学ぶ授業の年間実施回数
情報モラルに関する 指導ができる教員の 割合	90.0%	100.0%	情報モラルに関する指導ができる教員の割合(文部科学省及び川越市独自調査)
就学相談での判断と 実際の就学状況一致 率	75.0%	80.0%	就学支援委員会の判断結果と保護者、本人が決めた就学場所が一致した割合
特別支援教育支援員 一人あたりの児童生 徒数	10.5人	6.0人	特別支援教育の臨時指導員と自立支援サポーター一人あたりの児童生徒の割合
特別支援学級授業公 開参加者数	299人	320人	特別支援学級の公開授業に参加する保護者の人数

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

小学校「規律ある態 度」達成率80%以上 の項目数(各学年12 項目×6学年)	67/72 項目	72/72 項目	埼玉県学力・学習状況調査質問紙において達成率が80%以上であった項目の数(対象 小学生)
中学校「規律ある態 度」達成率80%以上 の項目数(各学年12 項目×3学年)	33/36 項目	36/36 項目	埼玉県学力・学習状況調査質問紙において達成率が80%以上であった項目の数(対象 中学生)
児童一人あたりの読 書冊数	54.9冊	56.0冊	川越市小江戸読書マラソン実施状況調査における実施期間中の平均読書冊数
生徒一人あたりの年 間読書冊数	12.1冊	13.0冊	川越市小江戸中学生読書手帳活用状況調査において読書手帳に記入された平均読書冊数
図書館職員による学 校訪問等の学級数	96学級	110学級	学校訪問等により本などの紹介を実施した市内小・中学校の学級数

項目	現在値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)	説明
学校への団体貸出数	7,833 冊	11,000 冊	市内小中高校の各学級に団体貸出（100冊を上限に 1 か月間貸し出す）により貸し出した冊数
いじめは、どんな理由があってもいけないと考える児童生徒の割合	96.1%	100.0%	全国学力・学習状況調査質問紙において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と回答した児童生徒の割合（対象：小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）
スクールカウンセラーが関わりを持ち、解決した割合	77.5%	85.0%	中学校に配置されているスクールカウンセラーが関わりを持ち、解決した割合
さわやか相談員が関わりを持ち、解決した割合	87.3%	90.0%	中学校に配置されているさわやか相談員が関わりを持ち、解決した割合
学生が関わったことによって、何らかの形で学校復帰が図れている児童生徒の割合	78.9%	85.0%	スチューデントサポーターの学生が関わったことで、何らかの形で学校復帰が図れている児童生徒の割合
新体力テスト総合評価における A～C 評価の生徒の割合	84.9%	85.5%	5 段階評価で示される新体力テスト総合評価において上位 3 段階の評価（A・B・C）である生徒の割合

施策 3 質の高い教育を支える教育環境の充実

奨励研修参加率	48.0%	55.0%	市全体の教員の中で、希望による奨励研修に参加した教員の割合
研修参加教員数	25 人	49 人	大学等進学指導力向上研修に参加する教員の延べ人数
大規模改造工事の推進	59.8%	81.0%	市立小・中学校の大規模改造工事の実施割合
小学校における学校図書館図書標準の達成率	83.3%	92.4%	各市立小学校における学校図書館図書標準の平均の達成率
学校給食における地場産物の使用割合	8.1%	22.0%	学校給食で使用する野菜のうち、地場産野菜の使用割合（重量比）
保護者・地域との連携研修参加者数	103 人	120 人	保護者ととともに考える研修会への保護者の参加者数

方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1 家庭・地域の教育力の向上

項目	現在値 (平成26 年度末)	目標値 (平成32 年度末)	説明
子どもサポート事業への参加者数	32,935人	33,330人	市内14地区の子どもサポート事業への参加者数
講座数	292講座	300講座	公民館登録グループの公開講座等の講座数
講座参加者数	24,907人	25,000人	公民館登録グループの公開講座等の参加者延べ人数

施策2 生涯学習活動の推進

公民館主催事業の講座数	128講座	130講座	公民館主催事業の講座数
公民館主催事業の講座参加者数	20,152人	21,000人	公民館主催事業の講座参加者延べ人数
図書館の貸出冊数	1,845,426冊	1,950,000冊	市立図書館の本・雑誌・AV資料の貸出総数
図書館の蔵書数	836,315冊	860,000冊	市立図書館の蔵書総数 (視聴覚資料含むが、新聞・雑誌は除外)
図書館の事業開催回数	456回	470回	各種おはなし会や講演会など市立図書館が主催する図書館を活用した事業の開催回数
博物館の入館者数	98,205人	100,000人	博物館の年間入館者数
博物館の収蔵資料点数	37,746点	40,000点	博物館収蔵資料の累計点数
博物館講座・教室受講満足度	95.3%	97.0%	受講者アンケートにおいて「大変よかった」及び「よかった」と回答のあった割合
教育課程に位置付けた博物館活用の学校数	358校	370校	小・中学校等の博物館活用の年間学校数
川越大学間連携講座の受講者数	251人	280人	市内4大学との連携・協働による川越大学間連携講座の合計受講者数

方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策 1 文化財の保護と文化芸術活動の充実

項目	現在値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)	説明
文化財数	264 件	276 件	市・県・国指定等文化財数
伝統的建造物の修理 件数	57 件	76 件	重要伝統的建造物群保存地区保存整備事 業における大規模な修理事業の累計件数
協働による文化芸術 事業件数	7 件	10 件	文化芸術団体等との協働による文化芸術 事業件数
文化施設の利用者数	311, 899 人	321, 000 人	やまぶき会館・西文化会館・南文化会館・ 川越駅東口多目的ホールの利用者数
美術館の常設展観覧 者数	38, 934 人	39, 000 人	常設展年間観覧者数
美術館の特別展観覧 者数	28, 718 人	30, 000 人	特別展年間観覧者数
川越市立中学校美術 部の祭典の参加校数	20 校	22 校	川越市立中学校美術部の祭典に参加した 中学校数

方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策 1 多文化共生と国際交流・協力の推進

項目	現在値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)	説明
外国籍市民と日本人 市民との年間交流者 数	7, 722 人	8, 500 人	国際交流センターでの各種講座や姉妹都 市との相互訪問などによる外国籍市民と 日本人市民との年間交流者数
外国籍市民の日本語 教室への参加者数	3, 373 人	3, 900 人	国際交流センターで実施する日本語教室 への外国籍市民の参加者延べ人数
国際交流センターで の人材育成講座の受 講者数	982 人	1, 500 人	国際交流センターでの人材育成講座の年 間延べ受講者数
ボランティア活動者 数	2, 666 人	3, 000 人	国際交流センターで実施する日本語教 室、外国籍市民を支援するボランティア 事業及び通訳・翻訳ボランティア、外国 籍市民国際人材ネットのボランティア活 動者延べ人数

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策 1 生涯スポーツの推進

項目	現在値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)	説明
総合型地域スポーツ クラブ設置数	3 件	5 件	市内に創設された総合型地域スポーツク ラブの数
施設利用人数	287, 170 人	293, 500 人	川越運動公園（総合体育館・陸上競技場・ テニスコート）の利用人数

資料編

I 用語説明

行	用語	内容
あ	I C T	Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。
	アナフィラキシー	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態。
	アンケート調査	第二次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に平成 26（2014）年 10 月～11 月に実施。対象は市立小学校 5 年生及び市立中学校 2 年生の児童生徒の保護者 1,827 名、市立小・中学校校長及び教員 339 名、20 歳以上の市民 1,500 名。
	いきいき登校サポートプラン	不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。
	いじめ問題対策委員会	本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、P T A 代表で組織した委員会。
	いじめ・不登校対策検討委員会	いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。
	インクルーシブ教育	障害のある者となない者が共に教育を受けるしくみ。
	英語指導助手（A E T）	Assistant English Teacher の略。日本人の英語教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。
	栄養教諭	食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。
	S N S	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。
	オールマイティーチャー	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。
か	外国籍市民会議	外国籍市民が市政に対して意見等を述べる機会を確保するため設けられた会議。
	外国籍市民国際人材ネット	外国籍市民の持つさまざまな能力を活用し本市の国際化を推進するための登録制度。
	外部アンケート	学校関係者ではない第三者によるアンケート。

行	用語	内容
か	学習指導要領	学習指導要領は、文部科学省が告示する教育課程の基準である。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科等で教える内容を、学校教育法の規定に従い定めたもの。
	学力向上研究委員会	本市児童生徒の学力向上を図るために、学力分析及び指導方法の工夫改善を研究する委員会。
	学校応援団活動	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。
	学校関係者評価	地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。
	学校評価	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図るしくみ。
	学校評議員制度	その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
	家庭教育学級	保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。
	川越市姉妹都市交流委員会	都市提携に伴い相互の信頼と友好の関係を確立するための行事や事業を計画し、推進するための組織。
	川越市小・中学生学力向上プラン	教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育のさらなる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
	川越市中中学生社会体験事業	中学校1年生または2年生が連続する2日間または3日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。
	川越市文化芸術スポーツ振興基金	本市の文化芸術及びスポーツ振興を図るため平成 27（2015）年度に設置。
	川越市立川越高等学校教育審議会	川越市立川越高等学校における教育に関する事項について審議するために設置した審議会。
	川越氷川祭の山車行事	川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360 年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成 17（2005）年に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

行	用語	内容
か	河越館跡	河越氏は、桓武平氏・秩父氏の流れをくみ、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡で、昭和 59 (1984) 年 12 月 6 日国指定史跡となった。
	教育再生実行会議	第二次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関で、教育委員会の抜本的な見直し、グローバル化に対応した教育などを審議する会議。
	教育フェスタ KAWAGOE	本市の教育の充実のために、教職員の資質・能力の向上を目指して、学校や教職員等の優れた実践や研究の成果を広く発信する場、一人ひとりの教職員が主体的に学ぶ場。テーマは、「Interactive (インタラクティブ)」で、双方向の参加型とすることで、より深い学びの場を目指すとともに、共に学び合う中で優れた実践を共有するもの。
	協働	市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。
	グローバル化	個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。
	公民館登録グループ	川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。
	小江戸中学生読書手帳	市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から 50 冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校 1 年生に配布。
	小江戸読書マラソン	児童の読書活動の促進を図る事業。30 冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。
	国際理解教育	国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。

行	用語	内容
か	子どもサポート事業	子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。
	今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会	児童生徒数の推移に応じて、学校の規模、通学区域、統廃合、余裕教室の活用など、市立小・中学校の在り方について検討するため、教育委員会の事務局職員で構成した組織。
さ	さわやか相談員	いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校22校に1名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
	山王塚古墳	大塚1丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に7世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺63m 高さ1m、上円部の径は約47m 全高4.5mで、国内最大級である。昭和33(1958)年3月6日「山王塚」として市指定文化財となった。
	司書教諭	学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。
	指導主事	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う者。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に位置付けられている。
	児童生徒体力向上推進委員会	本市児童生徒の体力向上を図ることを目指して設置された委員会。
	市内4大学	東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の4大学。
	社会教育施設	市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。
	集会所事業	「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。
	就学支援委員会	障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。
	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

行	用語	内容
さ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。
	小・中・大学連携理科ふれあい事業	近隣大学の教員及び学生を各小・中学校に招き、児童生徒に対し、理科に関する観察・実験を行う事業。
	情報化推進リーダー	情報教育及び学習指導における情報手段の活用において指導的な役割を担うとともに、学校の情報化の全般について企画立案する役割を担う、校内の情報化を推進していく上で中心となる教員を指す。
	情報モラル	情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。
	食育	生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。
	自立支援サポーター	市立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子に対して、個別学習指導や一斉学習指導における個別支援や適応指導を行う特別支援教育支援員。
	人権教育	人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動で学校教育及び社会教育を通じて推進される。
	人権教育実践報告会	保育園・小中高校・P T A・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。
	人権教育指導者	人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。
	人権啓発	国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で人権教育を除いたもの。
	新体力テスト	文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和 39（1964）年以来行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成 11（1999）年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。
	進路指導・キャリア教育	進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。 キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。

行	用語	内容
さ	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。市立中学校に県より配置されている。
	スクールガード・リーダー	各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。
	スクールボランチ	生徒指導推進員。学級がうまく機能しない状況やいじめ問題、非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、さまざまな生徒指導上の課題への対応と児童生徒一人ひとりに指導・支援を行うために、市内小・中学校に配置される市費臨時職員。
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	単独公民館	公民館機能を中心とした単独の公民館（中央・南・北・高階南・大東南・伊勢原公民館）。
	地域子ども応援団活動	地域の特色を生かした、さまざまな体験活動を提供し、子どもたちを育てる活動。
	地域人材活用制度	市立小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な教育活動や体験活動が展開できるように、地域の方々と連携し、児童生徒の自主的・主体的な取組の充実を図る制度。
	知識基盤社会	一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがある。
	中1ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校やいじめ等が急増する現象。
	中央教育審議会	教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。
	町内（字町）公民館	自治会が維持管理している公民館等。

行	用語	内容
た	展示機能	資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。
	道徳的実践力	さまざまな場面や状況においても、道徳的諸価値を自覚し、適切な行為を主体的に選び、よりよく生きていこうとする力。
	道徳的諸価値	思いやりの心や生命を大切に作る心、くじけず努力する心など、人間の内面にある人間らしいよさのこと。
	特別支援学級	障害があることで、通常の学級における教育では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級。
	特別支援教育	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。
	図書整理員	学校図書館教育の充実を図るため、小・中・特別支援学校に配置する市費臨時職員。
な	トップアスリートふれあい事業	近隣大学に依頼し、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために実施している事業。
	日本語指導ボランティア	市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。
は	ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	P F I	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
	P D C A サイクル	計画 (Plan) ・ 実践 (Do) ・ 評価 (Check) ・ 改善 (Action) のサイクル。

行	用語	内容
は	文化財	「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」における文化財とは、建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物等の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。
	放課後子供教室	全児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
	放課後児童支援員 （学童保育指導員）	保育士等の資格を有し、学童保育室において児童の保育を行う者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。
ま	埋蔵文化財包蔵地	貝づか、古墳や住居跡等の生活の痕跡（遺構）や、土器や石器などの生活道具（遺物）などの埋蔵文化財を包蔵する土地。 本市では包蔵地内であつて未調査地において工事を行う場合は、文化庁及び埼玉県の指導により、原則として試掘調査を行っている。また、工事主体者は文化財保護法第93条第1項に基づき着工60日前までに届け出る義務を負う。
や	幼保小連絡懇談会	幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。
	余裕教室	少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。
ら	ライフステージ	人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。
	LAN	Local Area Network の略。ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。同軸ケーブルや光ファイバーなどで配線するものを「有線LAN」、電波を用いるものを「無線LAN」という。
	理科実験助手派遣事業	市立小・中学校に理科教育に係る支援員を配置する事業。
	臨時指導員	市立小・中・高・特別支援学校に在籍する知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱等の障害、車椅子等の障害のある児童生徒の学習活動における支援を行う特別支援教育支援員。

行	用語	内容
ら	臨床心理士	臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。

II 策定経過

日程		内容
平成 27 年	1 月	第 1 回庁内策定会議
	5 月	第 1 回審議会（諮問）
	7 月	第 2 回庁内策定会議 第 3 回庁内策定会議 第 2 回審議会
	8 月	第 4 回庁内策定会議 第 3 回審議会
	10 月	第 5 回庁内策定会議 第 4 回審議会 教育委員会定例会（協議）
	11 月	庁議（付議） パブリックコメントの実施（11 月 25 日～12 月 24 日）
平成 28 年	1 月	第 6 回庁内策定会議 第 5 回審議会（答申） 教育委員会定例会（付議）
	2 月	市長決裁 計画策定

Ⅲ 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、川越市教育振興基本計画を策定するため、川越市教育振興基本計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定の手法等の検討に関すること
- (2) 市民参加の手法等の検討に関すること
- (3) 原案の作成等

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長、政策財政部長、文化スポーツ部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成22年6月16日 市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月25日 市長決裁)

別 表 (第3条関係)

教育総務課長	教育財務課長	地域教育支援課長	文化財保護課長
中央公民館長	中央図書館長	博物館長	
学校管理課長	教育指導課長	学校給食課長	教育センター所長
市立川越高等学校事務長			
政策企画課長	文化芸術振興課長	スポーツ振興課長	国際文化交流課長
美術館長	都市景観課長		

IV 川越市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第一条 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項について審議するため、川越市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

V 川越市教育振興基本計画審議会委員名簿

会長 成松 恭平 副会長 西村 平雪

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	成松 恭平	淑徳大学経営学部経営学科長
学識経験者	田中 佑子	公益財団法人農村更生協会理事
市内の公共的団体の代表者	黒田 弘美	川越市PTA連合会副会長
市内の公共的団体の代表者	小山 義文	川越市子ども会育成団体連絡協議会会長
市内の公共的団体の代表者	向坂 晶芳	川越市公民館運営審議会会長
市内の公共的団体の代表者	山野 清二郎	川越市文化財保護審議会会長
市内の公共的団体の代表者	西村 平雪	川越市社会教育委員協議会議長
学校教育機関の代表者	齋藤 清隆	川越市小学校長会会長
学校教育機関の代表者	飯 嶋 晴美	川越市中学校長会会長
学校教育機関の代表者	関 俊 秀	川越市立川越高等学校長
公募委員	平井 正一	
公募委員	神林 邦子	

※敬称略、順不同、役職等は委嘱時点。

VI 意見等の結果

1 川越市教育振興基本計画審議会

(1) 開催回数

5回

(2) 議事の内容

第1回	平成 27 年 5 月 27 日	○第二次川越市教育振興基本計画について（諮問）
第2回	平成 27 年 7 月 29 日	○計画策定の総論について
第3回	平成 27 年 8 月 20 日	○計画策定の各論（方向性Ⅰ）について
第4回	平成 27 年 10 月 14 日	○計画策定の各論（方向性Ⅱ～Ⅴ）について
第5回	平成 28 年 1 月 21 日	○第二次川越市教育振興基本計画について（答申）

(3) 意見数

意見数 38 件（計画を修正したものは 31 件）

2 パブリックコメント

(1) 募集期間 平成 27 年 11 月 25 日～平成 27 年 12 月 24 日

(2) 意見数 0 件

第二次川越市教育振興基本計画

平成28年2月

発行 川越市・川越市教育委員会

編集 川越市教育委員会教育総務部教育総務課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-6074 (直通)

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市マスコットキャラクター
ときも

生きる力と学びを育む川越市の教育 —第二次川越市教育振興基本計画—



この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断を満たす紙を使用しています。



この冊子のインキは、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

